

第26回

公会計監査機関意見交換会議

国民生活の安全性に貢献する検査・監査・評価

開催日 平成26年8月22日(金)  
会場 日比谷公会堂

会計検査院



# 目 次

(ページ)

I 第26回公会計監査機関意見交換会議の概要 .....	1
------------------------------	---

II 基 調 講 演 .....	5
------------------	---

「危機管理に求められるもの」

【基調講演者】 市川 宏雄（明治大学専門職大学院長

同 公共政策大学院ガバナンス研究科長・教授

同 危機管理研究センター所長 )

III パネルディスカッション .....	27
-----------------------	----

「国民生活の安全性に貢献する検査・監査・評価」



# I 第26回

## 公会計監査機関意見交換会議の概要



## 開催の趣旨

公会計監査に関与する機関の関係者が一堂に会して、公会計監査の現状、効果的な監査活動の在り方等について公開討議を行ったり、意見交換を行ったりすることにより、監査機関相互の連携を強化し、検査・監査活動の一層の充実に資することを目的として意見交換会議を開催するものです。

## プログラム

構成	時間	内容
主催者挨拶	13:00～13:05	河戸 光彦（会計検査院長）
基調講演	13:05～14:05	「危機管理に求められるもの」 講演者：市川 宏雄 （明治大学専門職大学院長 同 公共政策大学院ガバナンス研究科長・教授 同 危機管理研究センター所長）
パネルディスカッション プレゼンテーション 休憩 討議	14:05～14:55 14:55～15:15 15:15～16:30	「国民生活の安全性に貢献する 検査・監査・評価」

## パネルディスカッションの概要

### 国民生活の安全性に貢献する検査・監査・評価

東日本大震災をはじめ、台風、集中豪雨など自然災害が多発しており、国民生活の安全性に関するインフラ整備、ハザードマップ等の災害情報提供に対する国民の関心が高まっており、多額の経費が投じられている。また、過去に整備されたインフラの維持管理、これを含めたライフサイクルコストの低減も課題であり、この分野の検査・監査・評価について議論する。

（パネリスト） 楠原 修（総務省 行政評価局 調査官）  
石原 清次（東京都 監査事務局長）  
井上 東（日本公認会計士協会 常務理事）  
桜田 桂（会計検査院 事務総長官房 総括審議官）

（司 会） 有川 博（日本大学 総合科学研究所 教授）





## II 基 調 講 演



【基調講演者】

いちかわ ひろ お  
市川 宏雄

(明治大学専門職大学院長  
同 公共政策大学院ガバナンス研究科長・教授  
同 危機管理研究センター所長)



経 歴

1947年東京都生まれ。早稲田大学工学部建築学科、同大学院博士課程を経て、カナダ政府留学生としてウォータールー大学大学院博士課程修了（都市地域計画、Ph.D.）。

（財）国際開発センター、富士総合研究所（現みずほ情報総研）主席研究員、明治大学政治経済学部教授（都市政策）を経て、現在、明治大学専門職大学院長、公共政策大学院ガバナンス研究科長・教授、並びに明治大学危機管理研究センター所長。

これまで、東京都東京自治制度懇談会委員、国土交通省社会資本整備審議会・都市政策小委員会委員、港区基本構想審議会会長などを多数歴任。

現在、文京区都市計画審議会会長、日本テレワーク学会会長、日本自治体危機管理学会常務理事。

主な著書に『危機管理学－社会運営とガバナンスのこれから－』（第一法規、14年）、『東京五輪で日本はどこまで復活するか』（KADOKAWA、13年）、『リニアが日本を改造する本当の理由』（メディアファクトリー、13年）、『日本大災害の教訓』（共著、東洋経済、11年）、『日本の未来をつくる』（共著、文藝春秋、09年）、『文化としての都市空間』（千倉書房、07年）、『危機発生後の72時間－いかに素早くかつ的確に対応するか－』（第一法規、06年）などがある。

# 第26回 公会計監査機関意見交換会議 基調講演

## 危機管理に求められるもの

明治大学専門職大学院長・危機管理研究センター所長  
市川 宏雄

2014年8月22日（金） 13:05～14:05



## 講演内容

1. 「危機管理」とは？
  - 1) 「防災・危機管理」とは何か？
  - 2) 危機の種類
  - 3) 危機管理の4段階
- 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？
  - 1) 危機管理に対する国民の関心
  - 2) 財政的な制約
  - 3) 危機管理対策の妥当性
- 2-2. 危機管理における責務の欠如
  - 1) 過去の事例
  - 2) 不手際が発生する原因
3. 対応策
  - 1) 個人の危機管理能力の向上
  - 2) 不手際への制裁措置・厳罰化
  - 3) 組織内監査部局の設置



# 1. 「危機管理」とは？

## 1) 「防災・危機管理」とは何か？

- ▶ 防災 …… 災害を未然に防ぐことを目的とした取り組み
- ▶ 減災 …… 災害発生時に被害を最小限にするための取り組み
- ▶ 災害対策基本法第一章第二条では、防災を「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。」と定義

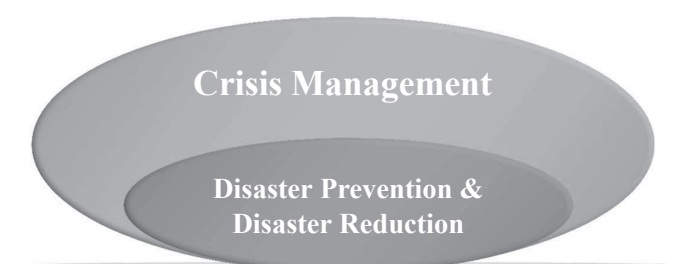
※これらの用語は、文脈や研究者によっては同義語として使用される場合もある。



3

# 1. 「危機管理」とは？

- ▶ 危機管理とは、リスクへの対処であり、社会が、自然や人がもたらす危険のリスクと共存し、それらがもたらす災害に対処できるようにすること。
- ▶ 危機管理は、政府の役割だけにとどまるものではなく、個人も、その生命や財産、家族や隣人の安全を守る責任を負う。

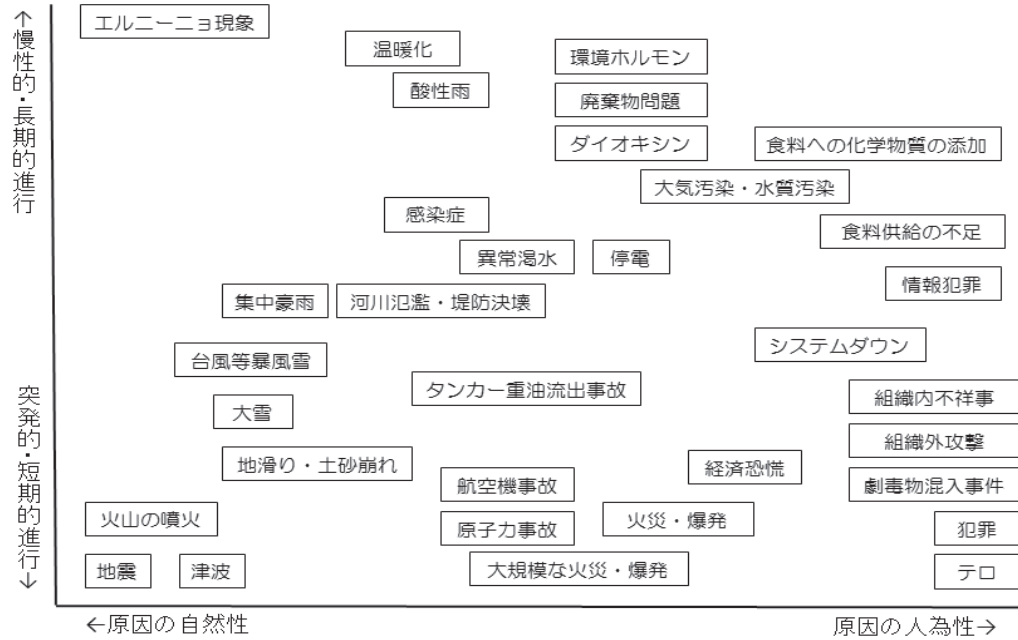


4

引用： William L.Waugh、図：明治大学危機管理研究センター

# 1. 「危機管理」とは？

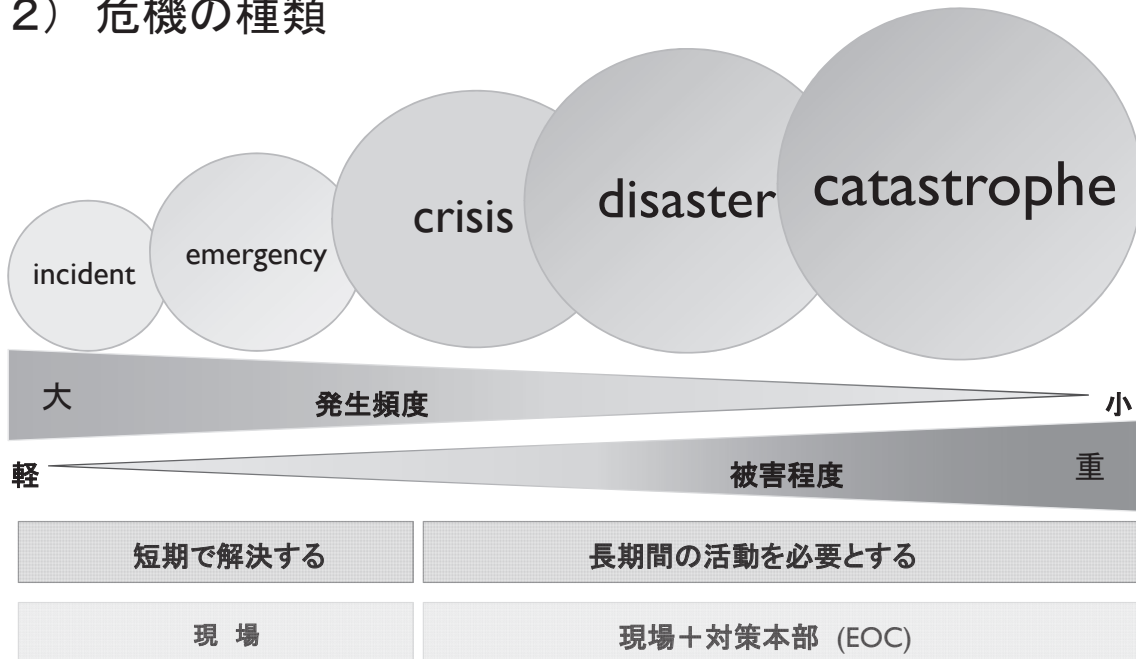
## 2) 危機の種類



引用：日本都市センター「都市と危機管理に関する研究」に加筆

# 1. 「危機管理」とは？

## 2) 危機の種類



引用：林春男「組織の危機管理入門」

# 1. 「危機管理」とは？

## 3) 危機管理の4段階

- ▶ 1978年に全米知事協会が定義、危機管理の議論を行う際の基本的な概念。

### 減災・被害抑止 (Mitigation)

→ 災害による被害や影響の予測と、これらの防止や軽減のための活動

### 事前準備 (Preparedness)

→ 非常事態への対応計画の準備や人命救助・被害軽減のための訓練等

### 応急対応 (Response)

→ 危機発生時の救助・援助、二次災害の防止、復旧に対する障害の軽減等

### 復旧・復興 (Recovery)

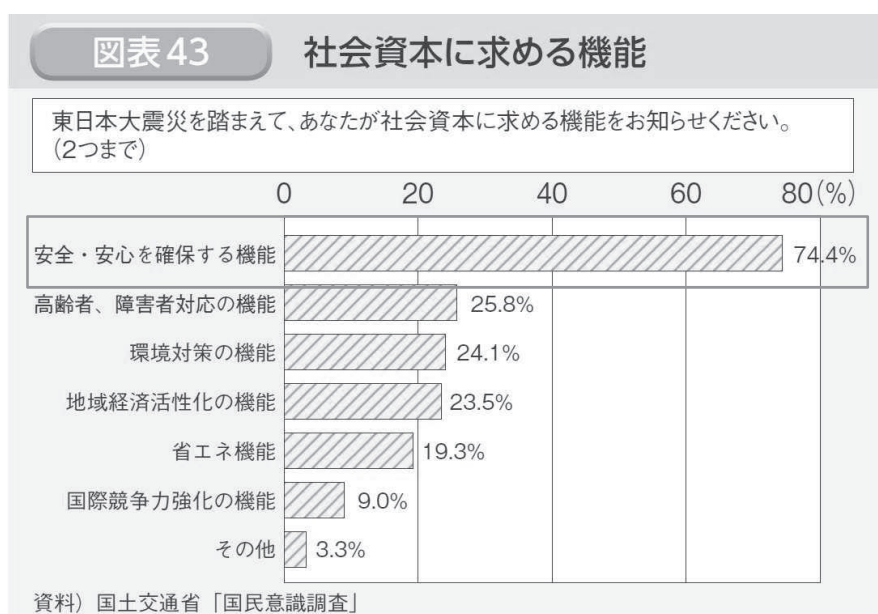
→ ライフラインの迅速な普及、被害者の社会復帰の物心両面での支援等



7

## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

### 1) 危機管理に対する国民の関心



8

引用: 国土交通白書2012

## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

図表 150 建設後50年以上経過したインフラの割合

	平成22年度	平成32年度	平成42年度
道路橋 ※約15万5千橋 (橋長15m以上)	約8%	約26%	約53%
排水機場、水門等 ※約1万施設	約23%	約37%	約60%
下水道管きよ ※総延長：約43万km(注)	約2%	約7%	約19%
港湾岸壁 ※約5千施設	約5%	約25%	約53%

(注) 岩手県、宮城県、福島県は調査対象外  
資料) 国土交通省

図表 151 老朽化する施設



資料) 国土交通省

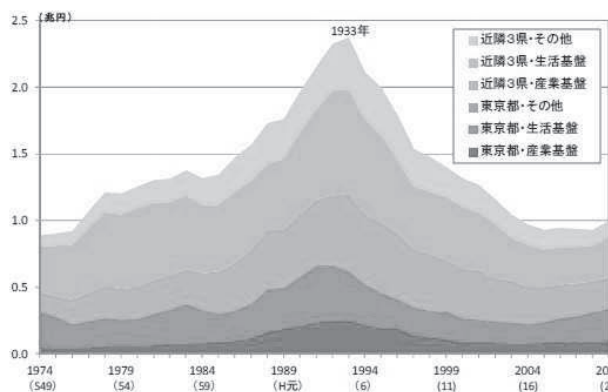


## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

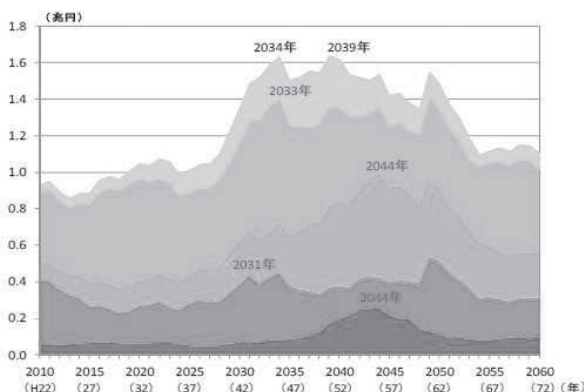
- ▶ 社会資本ストックは、東京圏全体で2034～2039年頃に更新時期のピークを迎える

区分	対象分野	耐用年数
産業基盤	道路	51
	港湾	49
	航空	16
生活基盤	公共賃貸住宅	56
	下水道	57
	廃棄物処理	40
	都市公園	43
	学校	39
その他	社会教育施設	41
	治水	85
	治山	50
	海岸	30
	農業	44
	林業	49
	漁業	50

図表 1-4-1 東京圏の市町村の普通建設事業費等の推移



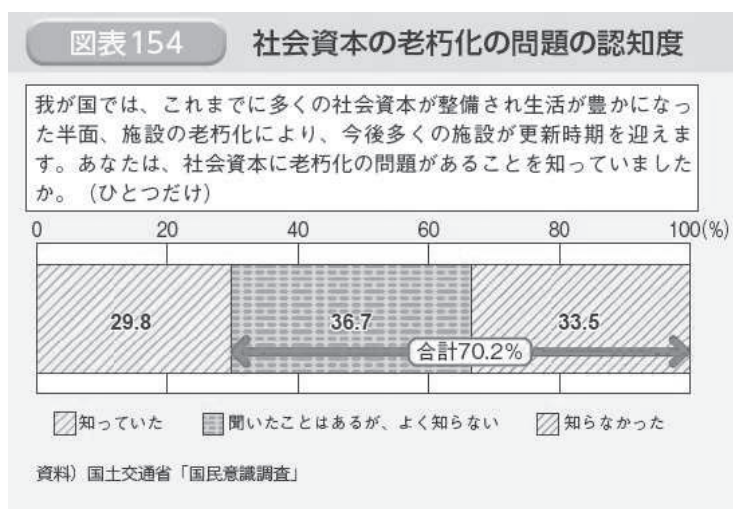
図表 1-4-2 東京圏の市町村の社会資本の将来更新費の推移





## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

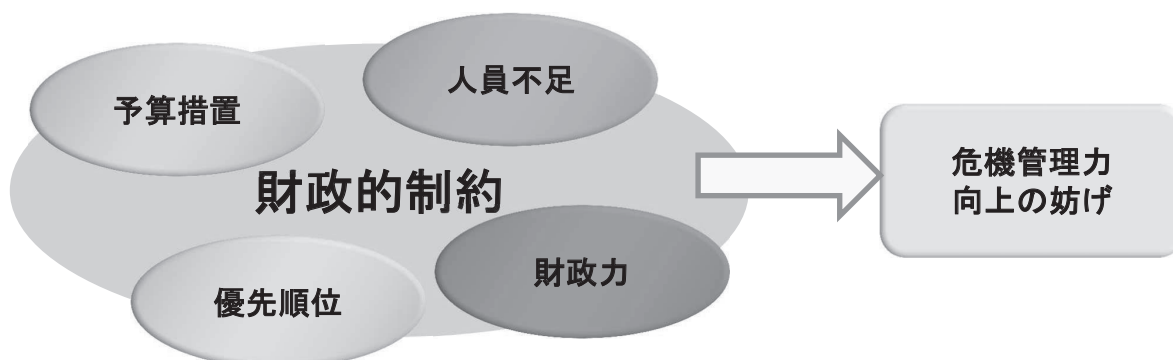
- ▶ インフラ等の老朽化問題については、7割の人々が把握していない。



## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

### 2) 財政的な制約:

- ▶ 「起こるかもしれない」事象に対する予算措置
- ▶ 防災・危機管理施策の実施優先順位
- ▶ 人員(雇用原資)不足による対応の遅れ
- ▶ 組織(例:自治体、民間企業)間の財政力格差



## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

### 3) 危機管理対策の妥当性

被災地における防潮堤建設計画の例：

	最も高い計画高	地区
岩手県	16.0m	岩泉町茂師地区
宮城県	14.7m	気仙沼市小泉地区
福島県	8.7m	富岡町・樽葉町・広野町

- ▶ 被災3県の防潮堤計画は総延長約370キロ、予算総額約8,000億円



## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

### 事例 …… 釜石港湾口防波堤

- ▶ 世界最大水深(63m)の防波堤として1,200億円と31年の歳月をかけて完成
- ▶ 釜石港内で13.7mの津波を8.1mまで低減させ、湾内浸水を約6分間遅らせる
- ▶ しかし、釜石市では死者・行方不明者1,000名以上

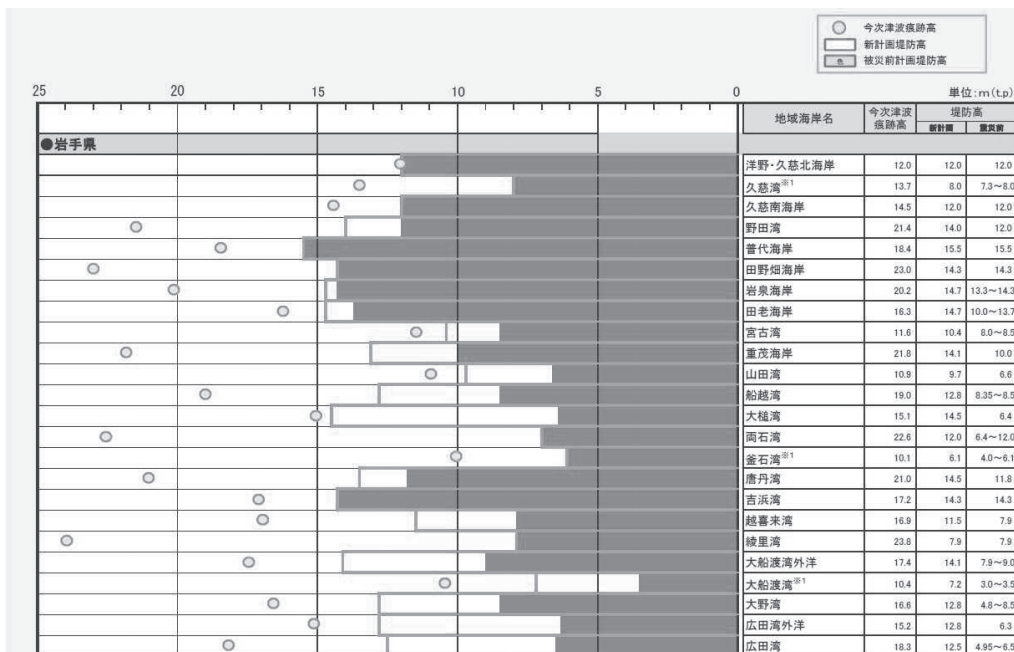


資料) 国土交通省



## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

岩手県における海岸堤防高の設定状況：



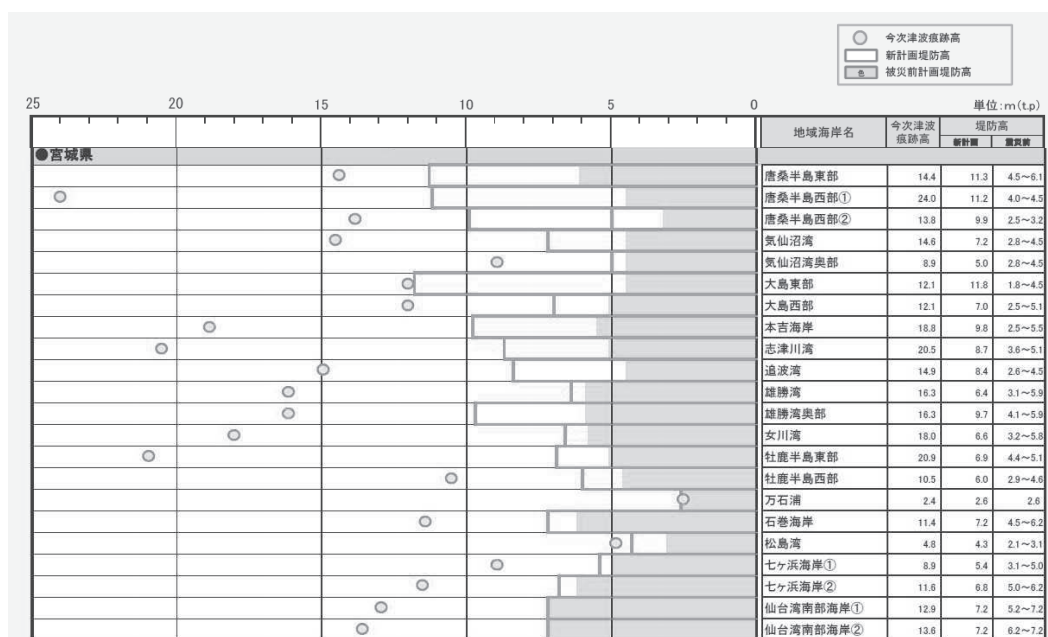
15

引用：国土交通白書2012



## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

宮城県における海岸堤防高の設定状況：



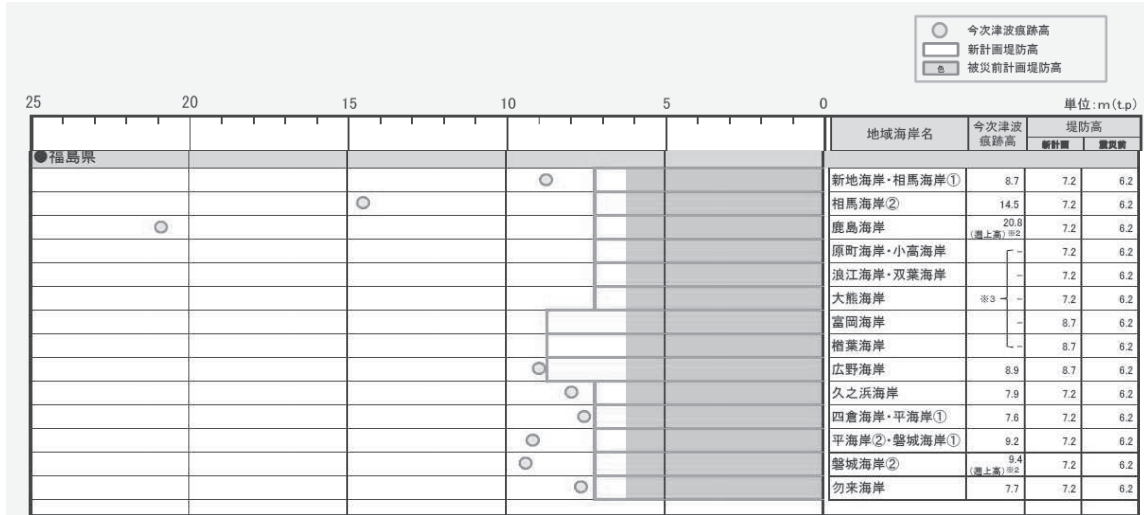
16

引用：国土交通白書2012



## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

福島県における海岸堤防高の設定状況：



## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

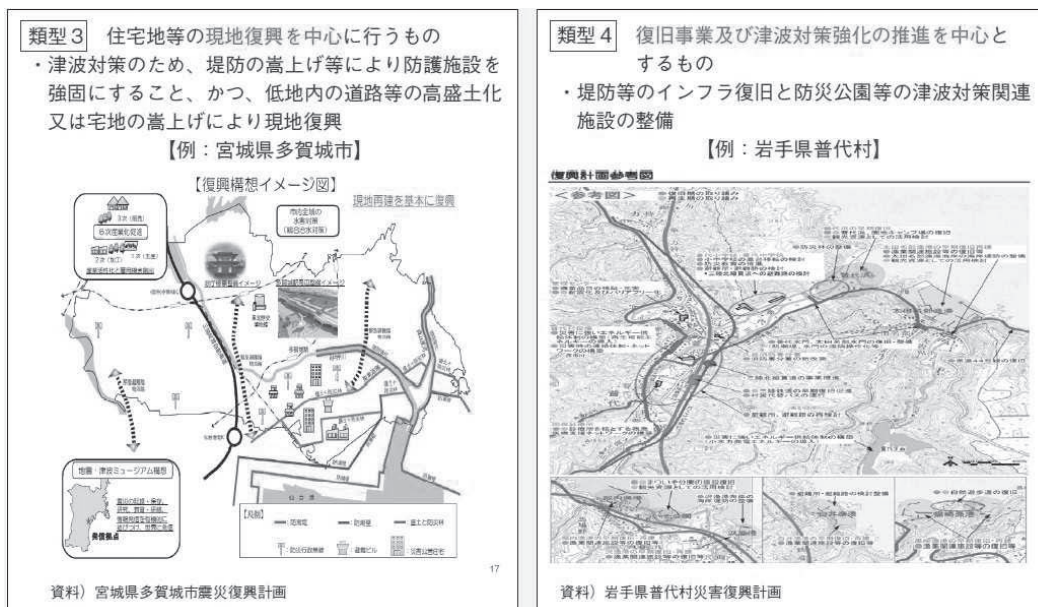
高台・内陸部移転による津波対策：





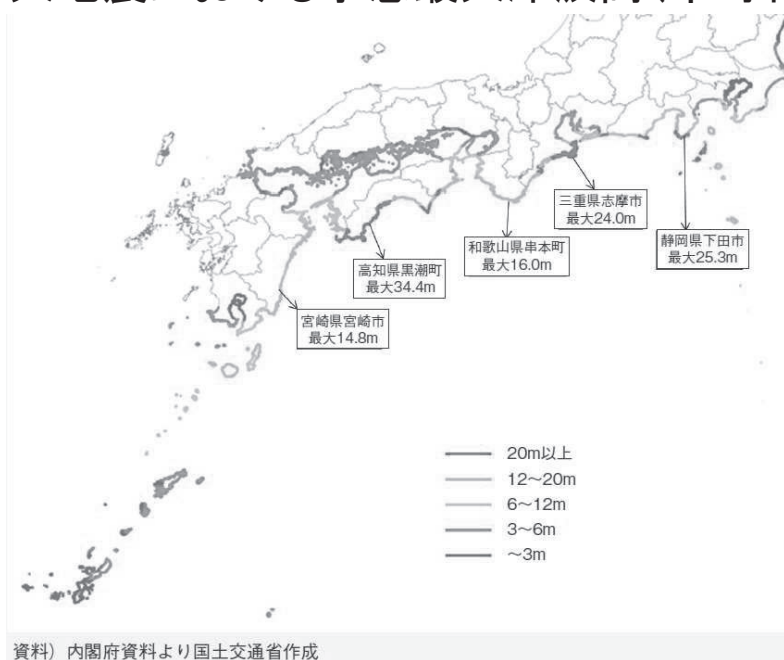
## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

### 防波堤の復旧・嵩上げによる津波対策：



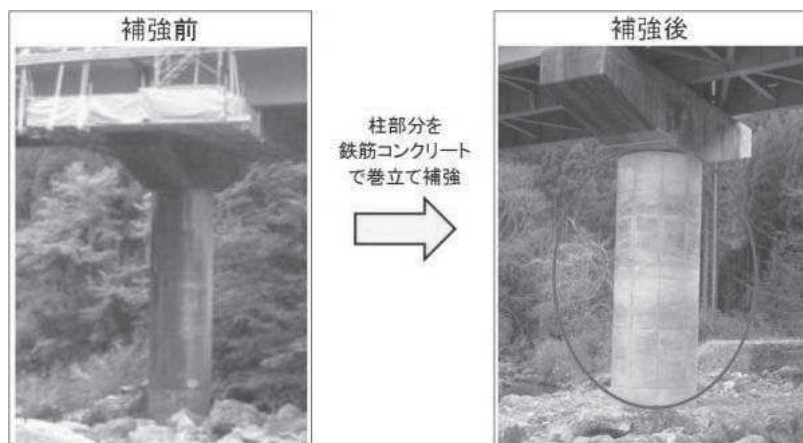
## 2-1. 危機管理はどこまでやるべきか？

### 南海トラフ大地震における予想最大津波高(市町村別)：



## 2-2. 危機管理における責務の欠如

### 事例1: 橋りょう耐震補強工事の設計【設計】



5事業者実施の18工事において、基礎部分への影響を考慮した工法を選定していなかったり、橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等について更に詳細に検討していなかった。



## 2-2. 危機管理における責務の欠如

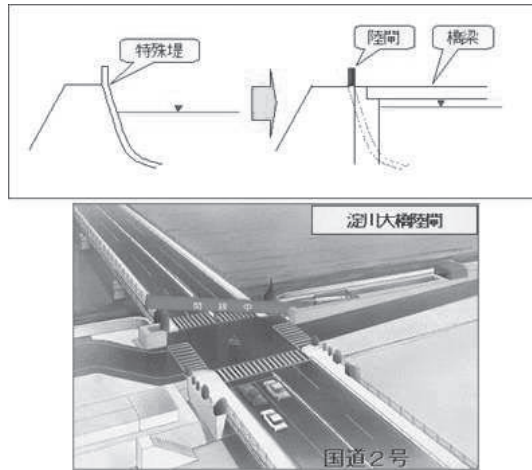
### 事例2: 米国ミネソタ州高速道路崩落事故【設計・点検】

- ▶ 2007年8月1日午前6時5分にミネアポリス市内の橋梁(1967年供用開始)が崩落(死者13人、負傷者145人)
- ▶ 原因は設計会社の設計ミスに起因するガセットプレート耐力不足と断定



## 2-2. 危機管理における責務の欠如

### 事例3: 陸こうの設計及び施工【設計・施工】



- 引込盤の位置を陸こうよりも低く設計し発注 …… 12件
- 引込盤を陸こうよりも高い位置に設計したが、施工者が陸こうの天端よりも低い位置に施工 …… 1件



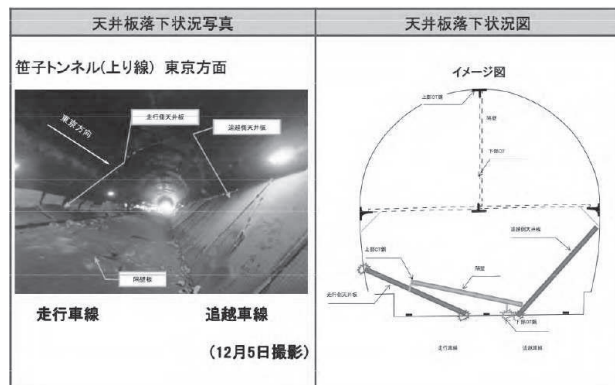
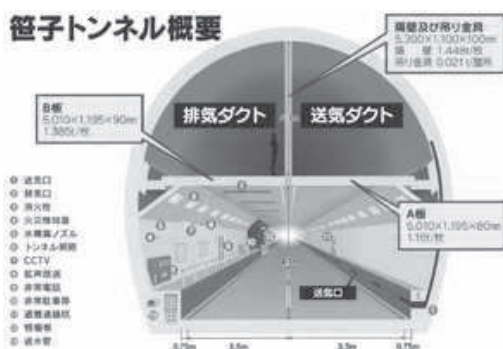
23 引用: 会計検査院『平成24年度決算検査報告』、写真: 国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所

## 2-2. 危機管理における責務の欠如

### 事例4: 中央道笹子トンネル天井板落下事故【設計・点検】

- ▶ 2012年12月2日に笹子トンネル内で約130mに渡って天井板のコンクリート板が落下(死者9名、負傷者2名)
- ▶ 原因は、ボルトの強度不足、コンクリートとボルト結合部の接着剤劣化等の複合要因
- ▶ 2000年以降、打音検査は未実施

#### 笹子トンネル概要



24 引用: 国土交通省『トンネル天井板の落下事故に関する調査・検討委員会報告書』、NEXCO中日本

## 2-2. 危機管理における責務の欠如

### 事例5: 高速道路のこ道橋点検未実施【点検】



総数	管理者	点検状況
高速連絡橋897橋	高速道路会社	1橋 未実施
こ道橋4,484橋	国・自治体、鉄道会社等	635橋 未実施、548橋 実施不明

全こ道橋4,484橋のうち、350橋(90管理者)で管理協定の締結がされておらず、管理区分が不明確となっていた

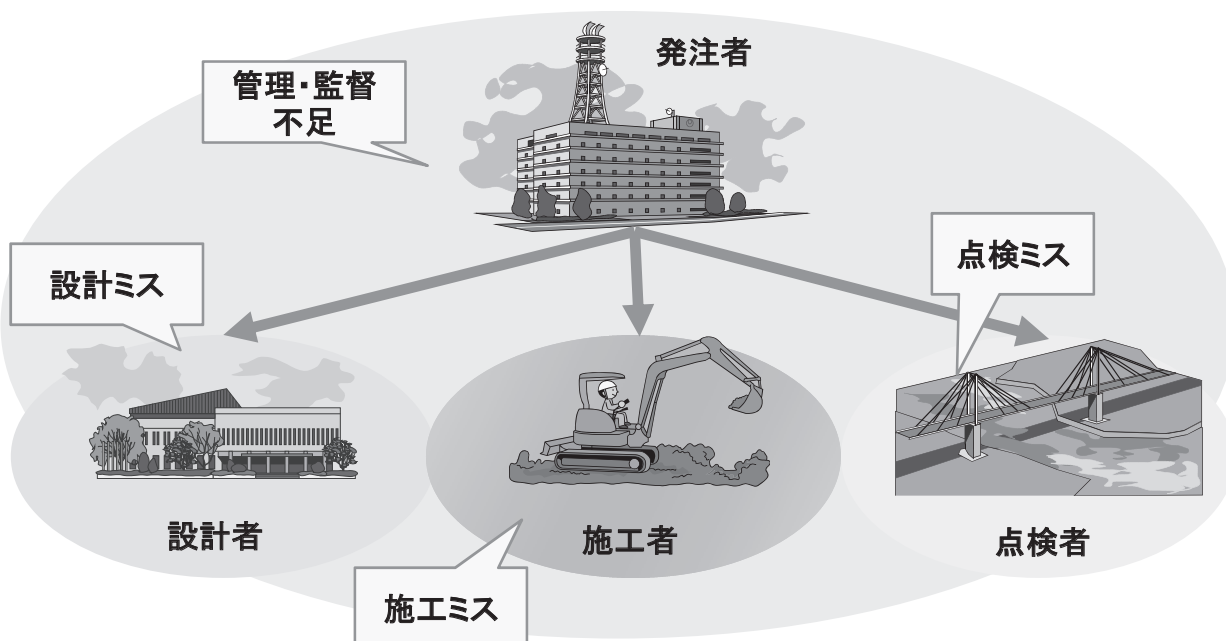


25

引用: 会計検査院『平成24年度決算検査報告』

## 2-2. 危機管理における責務の欠如

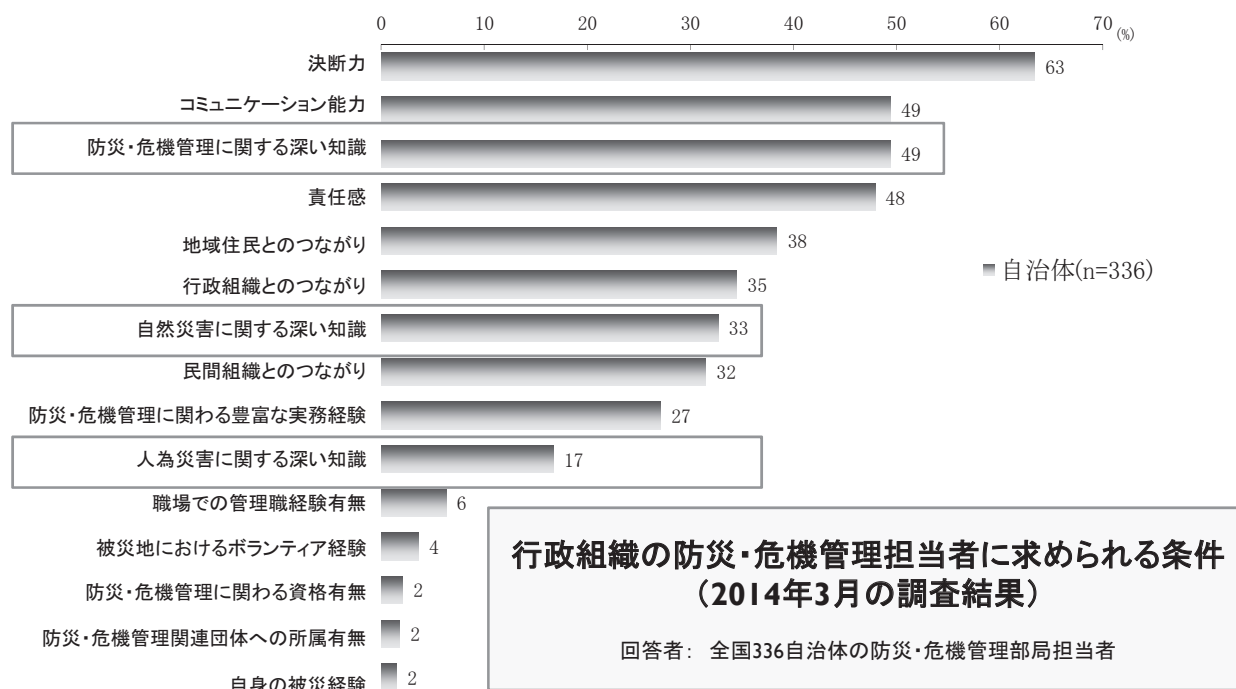
### 2) 不手際が発生する原因:



26



### 3. 対応策1：個人の危機管理能力の向上



### 3. 対応策1：個人の危機管理能力の向上

NPO法人日本危機管理士機構の「危機管理士養成講座」

「危機管理士」とは？

1. 危機発生時において危機発生後の時間経過に応じた迅速・的確な危機管理対応業務の遂行が可能な人材
  2. 上記遂行に必要な知識と技能を有した人材
  3. 「危機管理」に携わる人材として、平時から被害発生軽減に努めることができる人材
- ▶ 2級養成講座(自然災害編・社会リスク編)
  - ▶ 1級養成講座

危機管理士機構HPのURL … <http://jiem.jp/>



### 3. 対応策1：個人の危機管理能力の向上

- ▶ 日本危機管理士機構入会後は、日本自治体危機管理学会主催の研究会への参加が可能(直近の研究会報告者とテーマ):

第25回 兵庫県立大学 青田 良介(2014年5月)

「福島第一原子力発電所事故に伴う広域避難者の復興を支援する中間支援組織の役割と課題に関する考察」

第24回 明治大学大学院 中林 一樹 ほか(2014年2月)

「隣接自治体による広域防災計画の可能性と課題」ほか

第23回 長野県 危機管理部 山岸 正宏・古越 武彦(2013年12月)

「栄村の震災の状況と復旧の取り組みについて」

「災害時に備えた小規模自治体における地域連携の在り方について」

第22回 株式会社日建設計 松下 督(2013年7月)

「日建設計のBCP」

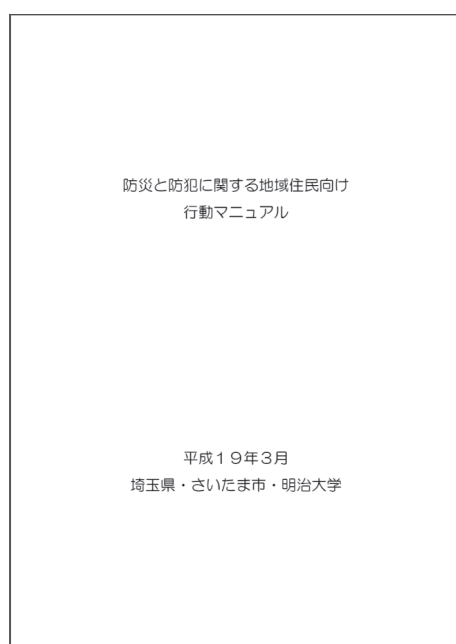
第21回 内閣府 参事官 岡本 誠司(2013年5月)

「災害時の地方財政措置～東日本大震災の震災復興特別交付税を中心として」

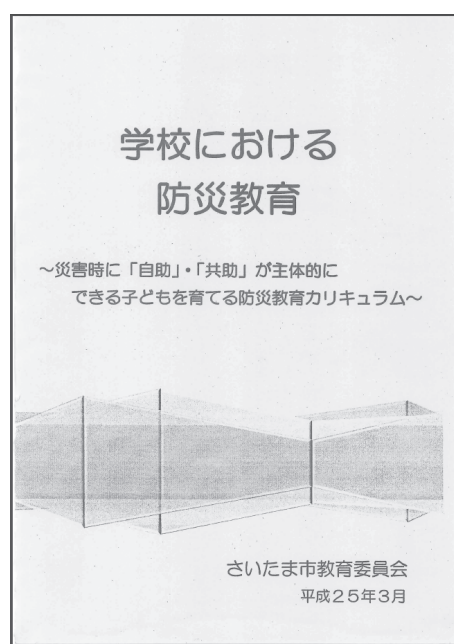


### 3. 対応策1：個人の危機管理能力の向上

#### 地域住民向け行動マニュアル



#### 中学生向け防災教育マニュアル



### 3. 対応策2：不手際への制裁措置・厳罰化

- ▶ 会計検査院から不手際を起こした地方自治体や民間業者等の担当事業者へ直接罰則を与えることはできない  
地方自治体や民間業者の関わる事業においては、不手際が発生しても、各省庁による任意の罰則適用に頼っているのが現状

先に示した陸こう設計・施工事例の場合：

- ▶ 自治体または設計事業者(引込盤の設計ミス)、施工業者(引込盤の配置ミス)

→ 各担当事業者への罰則有無・内容は不明



31

### 3. 対応策3：組織内監査部局の設置

- ▶ 会計検査院による検査(書面・実地)だけでは、国民の安全にかかわる事業(例：インフラ関連、防災施設)全てを詳細に監査することは現実的に困難

区分	検査対象箇所数	実地検査実施箇所数	検査の実施率
本省・本社・主要な地方出先機関等	4,232	1,844	43.5%
その他の地方出先機関等	6,685	1,074	16.0%
郵便局・駅等	20,708	64	0.3%
計	31,625	2,982	9.4%

※ 実地検査に要した調査官等の延べ人数は35,500人日

- ▶ 各担当事業者にも当該事業の監査機能を持たせる必要がある



32

引用：会計検査院『会計検査のあらまし—平成25年会計検査年報—』

### 3. 対応策3：組織内監査部局の設置

#### 事例1：京都大学内部監査部門による危機管理に係る監査業務(2006年)

##### 1. 主な監査項目

- (1) 危機管理への組織的な取組状況
- (2) 減災対策や発生時の対応等に対する取組み状況

##### 2. 監査対象部局等

- ・総務部、医学部附属病院、理学部の他9学部、高等教育研究開発推進機構

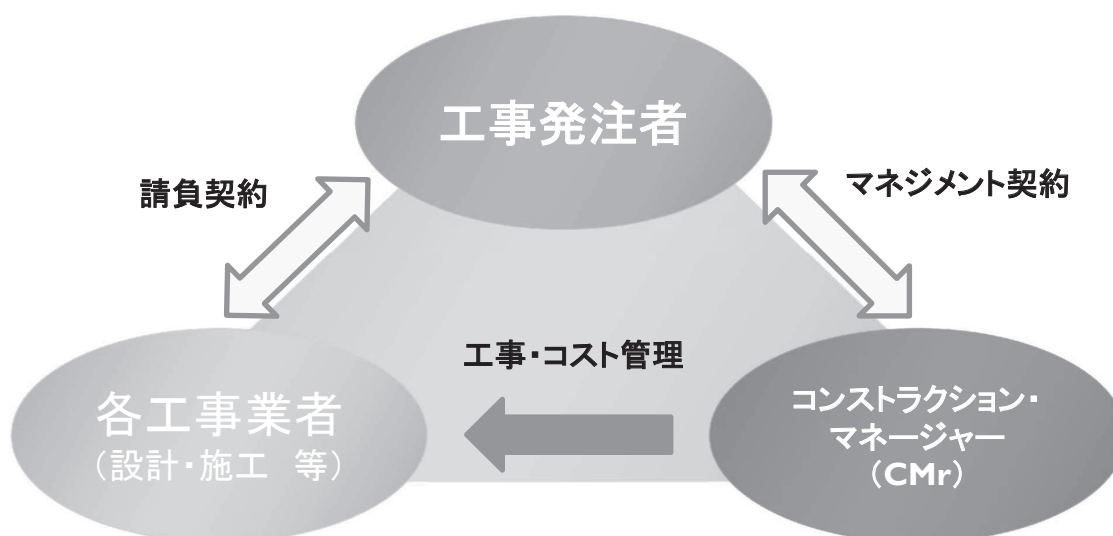
##### 3. 監査の方法

- (1) 責任者との面談、及び関連施設の視察
- (2) 危機管理への取組状況についての聞き取り
- (3) 危機管理体制についての書面監査
- (4) 危機管理に関する既存資料の調査



### 3. 対応策3：組織内監査部局の設置

#### 事例2：コンストラクション・マネジメント(CM)方式



---

ご清聴  
ありがとうございました。





### Ⅲ パネルディスカッション





# 国民生活の安全性に貢献する検査・監査・評価

(ページ)

## (パネリスト)

楠原 修	総務省 行政評価局 調査官	3 1
石原 清次	東京都 監査事務局長	3 9
井上 東	日本公認会計士協会 常務理事	5 3
桜田 桂	会計検査院 事務総長官房 総括審議官	6 9

## (司 会)

有川 博	日本大学 総合科学研究所 教授	7 9
------	-----------------	-----



【パネリスト】

くすはら おさむ  
**楠原 修**  
(総務省 行政評価局 調査官)



経 歴  
平成 22 年 4 月 総務省行政評価局総括評価監視調査官  
26 年 4 月 同 調査官

現在に至る

## 国民生活の安全性に貢献する評価 ～社会資本の維持管理等に関する現状と課題～

総務省行政評価局  
調査官 楠原 修

### I 行政評価局の機能

#### 1 行政評価局調査機能

- 政府内における第三者的な評価専門機関
- 必要性、有効性、効率性等の観点
- 各府省の業務の実施状況について全国規模の調査
- 行政上の課題や問題点を実証的に把握・分析
- 改善方策を勧告

※行政評価局調査には、「政策評価」と「行政評価・監視」。「政策評価」は、複数府省にまたがる政策を対象とし、「行政評価・監視」は、各府省の業務の実施状況を対象。

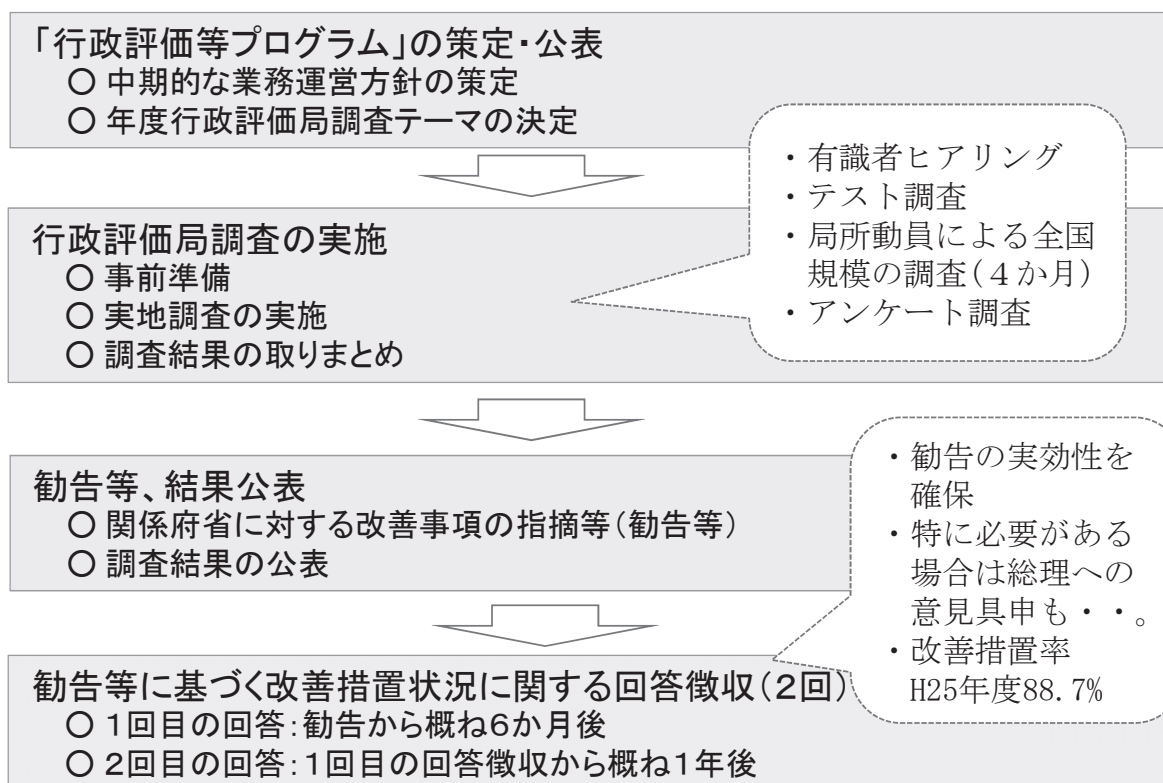
#### 2 政策評価推進機能

政策評価制度の企画立案、各府省の政策評価の点検

#### 3 行政相談機能

国の行政に関する苦情、意見・要望の受け付け・解決

## Ⅱ 行政評価局調査の流れ



2

## Ⅲ 行政評価局における社会資本の維持管理等に関する行政評価・監視の実施状況

- ① 「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視～道路橋の保全等を中心として～」 (平成22年2月5日、国交省、農水省に勧告)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/24526\\_2.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/24526_2.html)
- ② 「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」  
【対象施設: 港湾、空港、上水道、下水道、河川管理施設】  
(平成24年2月3日、国交省、厚労省に勧告)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/54058.html#kekkahokokusyo](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/54058.html#kekkahokokusyo)
- ③ 「農業水利施設の保全管理に関する行政評価・監視」  
(平成25年9月27日、農水省に勧告)  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/78472.html#kekkahokokusyo](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/78472.html#kekkahokokusyo)
- ④ 「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視～鉄道施設の保安対策等を中心として～」 (平成26年8月～実施中)

※ 本日は、上記②の行政評価・監視結果等について、ご説明

3

## IV 「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視(調査)の概要 (平成24年2月3日、国交省、厚労省に勧告)

### 【背景等】

- 社会資本は高度経済成長期に集中的に整備され急速に老朽化が進行
- 国及び地方公共団体等では多種多様な社会資本を多数管理
- 東日本大震災では、国、地方公共団体等が管理する施設の多くが被災し被害も甚大



- 国・地方を通じて厳しい財政状況
- 施設の老朽化等による損傷事故等が多数発生

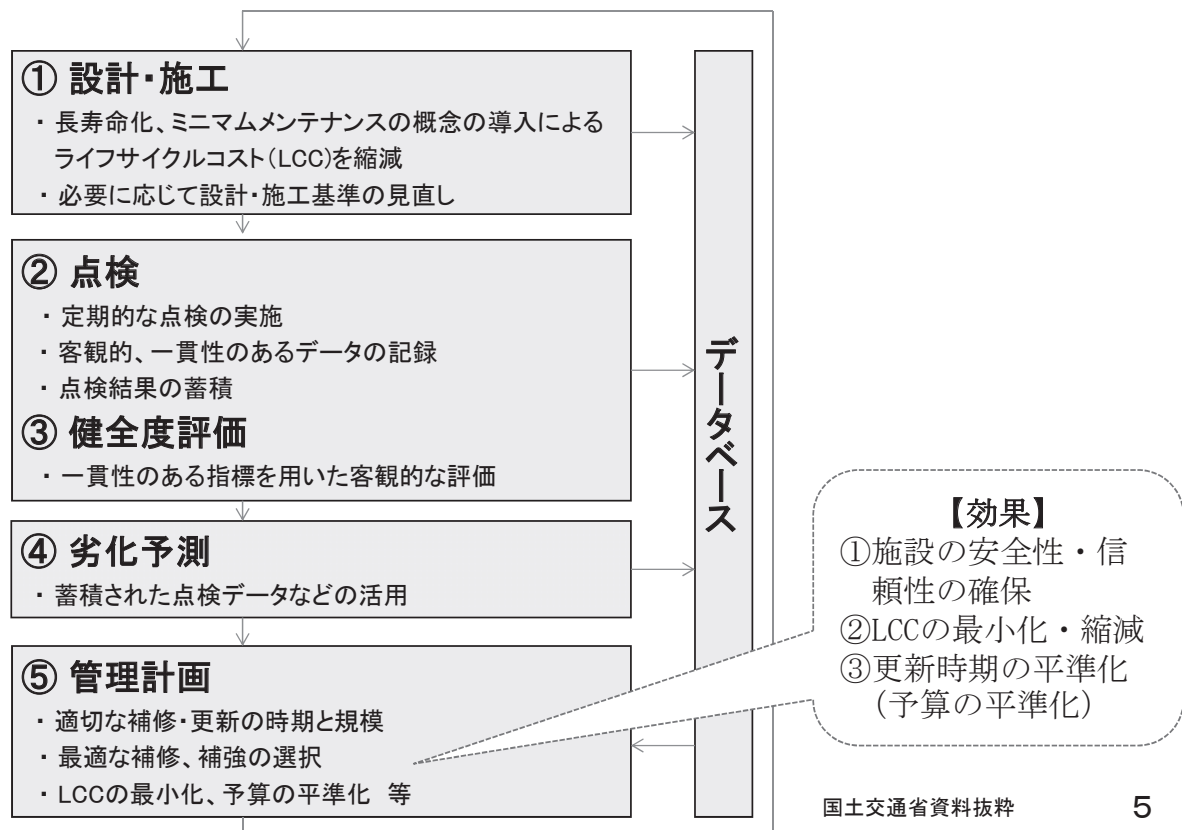


- 施設の安全を確保するとともに、効率的・計画的な維持管理（長寿命化対策）の推進が課題
  - ・社会資本整備重点計画法(H15年)、社会資本整備重点計画(H21.3.31閣議決定)
  - ・新成長戦略(H22.6.18閣議決定)
  - ・社会資本整備総合交付金(H22年～)

4

参考

### 長寿命化対策の基本的なフロー



5

## 【調査の観点】

- ① 安全・安心の確保
- ② ライフサイクルコスト縮減に向けた効率的・計画的な維持管理の推進

## 【主な調査事項】

- ① 法令台帳等の整備状況
- ② 定期点検、補修等の実施状況
- ③ 点検結果等のデータベース化の推進状況
- ④ 長寿命化計画の策定状況  
計画策定による効果(LCCの縮減額)の把握状況
- ⑤ 地方公共団体における社会資本の維持管理等に関する総合的な取組状況

等  
合規性、有効性、効率性等の視点から調査

6

## 【主な調査結果(問題点等)】

- ① 法令台帳等が未整備、記載すべき事項が未記載など法令台帳等の整備が不十分
- ② 定期点検、点検結果に基づく補修等の実施が不十分
- ③ 点検結果等の維持管理情報のデータベース化が進捗していない。
- ④ 長寿命化計画等の策定が進捗していない。  
長寿命化計画等の策定による効果(LCCの縮減額)の把握・検証の未実施 等

## 【主な原因・理由等】

- ①人員不足、②技術・ノウハウ不足、③財政不足、④認識不足 など

調査では、地方公共団体等が効果的な取組等を行っている事例等も把握

7

## 【主な勧告事項】

### ① 法令台帳等の整備

- ・法令台帳等の整備を徹底
- ・地方公共団体に対し、法令台帳等の適切な整備を要請

### ② 定期点検・補修等の実施

- ・施設の定期点検・補修等を適切に実施
- ・地方公共団体に対し、計画的かつ効率的な定期点検・補修等の実施に必要な支援等を実施

### ③ データベース化の推進

- ・点検情報の登録を適時かつ適切に実施
- ・市町村等に対し、データベース化による効果的事例の提供などの支援実施

### ④ 長寿命化計画の策定

- ・長寿命化計画の早期策定
- ・長寿命化計画の策定による効果を把握・検証できるようLCCの算定方法等の検討
- ・市町村等に対し、計画策定による効果的な取組事例の紹介等の支援を実施

地方公共団体に対しては、各省を通じて改善要請、支援などを実施

8

## 【主なフォローアップ(改善措置状況)結果】(平成24年9月、25年11月)

### ① 法令台帳等の整備を徹底等

- 法令に基づく台帳等を整備
- ⇒地方公共団体に対し、台帳等の適切な整備を要請

### ② 定期点検・補修等を適切な実施

- 定期点検・補修等を適切に実施
- ⇒地方公共団体に対し、施設の総点検の実施を要請、講習会の開催などによる技術的支援を実施

### ③ データベース化の推進

- 点検情報の登録を適時かつ適切に実施
- ⇒市町村等に対し、効果的事例の提供などの支援を実施

### ④ 長寿命化計画の策定等

- 施設について計画策定(H22年度0%→24年度 30%)
- 計画策定による効果の算出方法を確立・運用
- ⇒地方公共団体に対し、講習会の開催、情報提供など計画策定に向けた支援を実施

地方公共団体における進捗状況についても定量的に把握

9



## V インフラの維持管理等を巡る動き

### ○ インフラ長寿命化基本計画 (平成25年11月 インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議)

目指すべき姿:安全で強靱なインフラシステムの構築  
総合的・一体的なインフラマネジメントの実現 等

策定主体:国

対象施設:全てのインフラ



### ○ 行動計画

インフラでメンテナンスサイクルを構築・継続・発展させるための取組方針

策定主体:各インフラを管理・所管する者

対象施設:安全性を鑑み策定主体が設定

例:国土交通省インフラ長寿命化計画(H26.5) 計画期間:H26~32年度



### ○ 個別施設計画

施設毎のメンテナンスサイクルの実施計画

主体:各インフラ管理者

対象施設:行動計画で策定主体が設定

例:河川構造物、下水道施設、道路橋、海岸堤防、  
公園施設、港湾施設 等

「絵に描いた餅」にしないため、計画を如何に実現し、その実効性を高めていくかが課題



【パネリスト】

いしはら きよつぐ  
石原 清次  
(東京都 監査事務局 長)



経 歴

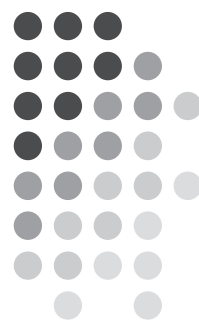
昭和	57年	3月	東京大学法学部卒業
	58年	4月	東京都 入都
平成	7年	6月	荒川区教育委員会教育施設計画課長
	15年	6月	総務局人事部調査課長
	17年	4月	(財)東京都歴史文化財団事務局長
	24年	7月	下水道局次長
	26年	7月	監査事務局 長

現在に至る

# 都民の安全・安心に資する監査

## 第26回公会計監査機関意見交換会議

平成26年8月22日  
東京都監査事務局長  
石原 清次



## 内容

- 1 東京都の概要
- 2 東京都監査事務局の概要
- 3 都の行う監査の体系
- 4 都民の安全・安心に資する監査
  - (1) 防災対策を対象とした監査
  - (2) 都市インフラを対象とした監査
  - (3) その他都民の安全・安心につながる監査
- 5 まとめ





# 1 東京都の概要

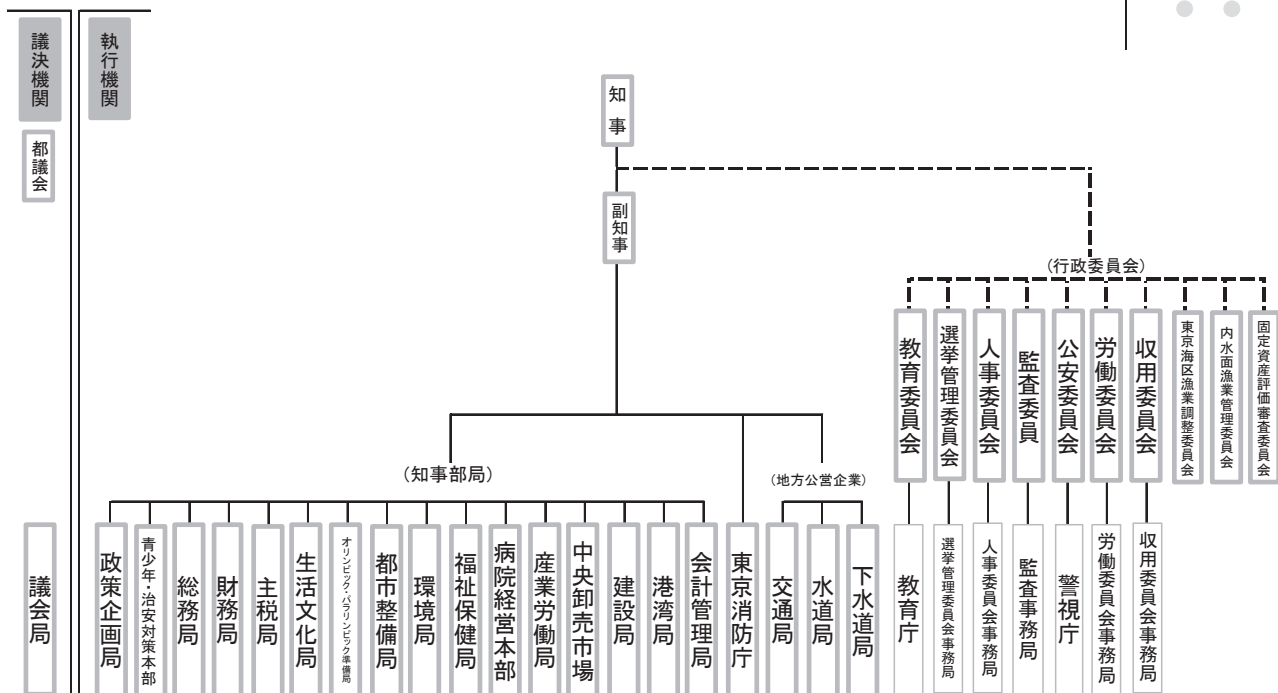
- 人口 13,352,239人 (平成26年5月1日現在)
- 面積 2,188.67km<sup>2</sup> (平成26年1月現在)
- 財政規模
- 職員定数

区分	平成26年度当初予算
一般会計	6兆6,667億円
特別会計	4兆2,694億円
公営企業会計	2兆4,033億円
合計	13兆3,394億円

区分	平成26年度 条例定数
東京都職員定数条例	37,894
知事部局等	24,884
交通局	6,546
営水道局	3,933
企業下水道局	2,531
業小計	13,010
学校職員定数条例	63,332
警視庁設置条例	46,113
東京消防庁職員定数条例	18,152
全任命権者総計	165,491

3

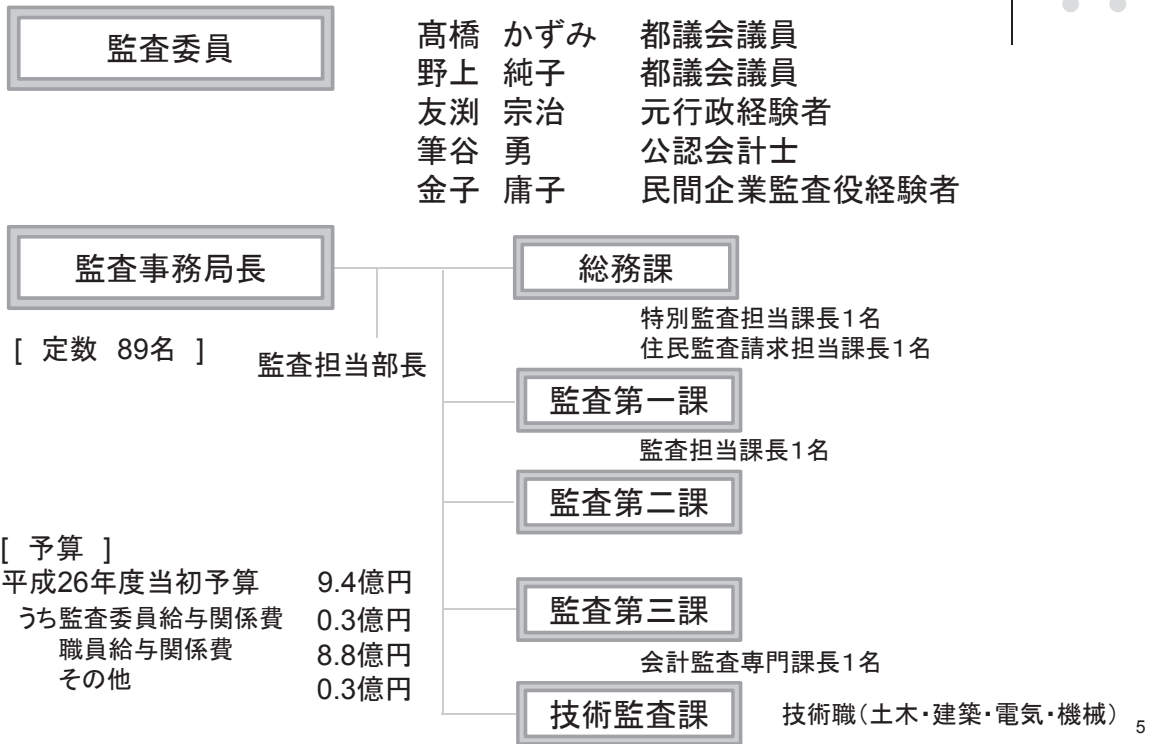
## ● 都の機構



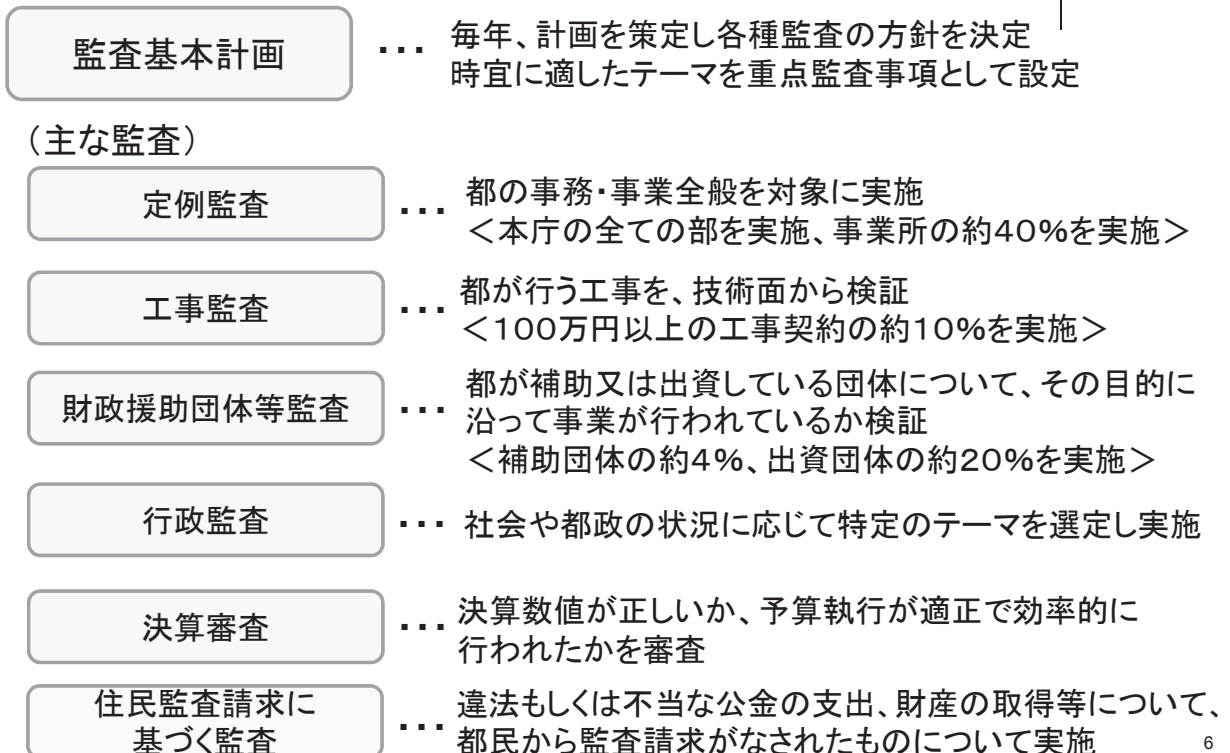
4



## 2 東京都監査事務局の概要



## 3 都の行う監査の体系



# 4 都民の安全・安心に資する監査

## (1) 防災対策を対象とした監査

- ・東日本大震災の発生
  - ・首都直下地震等による被害想定の見直し
- ⇒ 「地域防災計画」の修正  
(平成24年11月)

平成25年行政監査のテーマ  
「東京都における災害対策(発災直後における組織体制の機能維持)」

局	主な応急対策業務
総務局	防災機関相互の情報通信連絡体制、帰宅困難者対策等
財務局	輸送車両の確保、都庁舎の管理等
福祉保健局	初動医療体制、医薬品の供給、備蓄物資の供給等
建設局	河川管理施設等の二次災害防止、道路障害物除去等
港湾局	港湾施設等の二次災害防止、道路障害物除去等
警視庁	救出救助活動、道路交通規制等
東京消防庁	消火、救助、救急活動等
水道局	水道管路等の異常箇所の情報収集及び応急措置、飲料水の供給等
下水道局	下水道管路等の異常箇所の情報収集及び応急措置等

## 監査項目及び観点

監査項目	観点
(1)職員の確保	・参集計画はあるか ・参集訓練を実施しているか
(2)電力・燃料等の確保	・施策の実施に必要な電力・燃料等を確保しているか
(3)通信の確保	・情報の把握に必要な本部及び関係機関との通信手段を確保しているか ・施策の実施に必要な通信手段を確保しているか
(4)業務環境の確保	・応急対策実施期間(概ね発災後72時間)に、業務を行えるよう食糧・飲料・トイレ等を備蓄しているか
(5)業務に必要な情報の確保	・通常業務に利用している情報のうち、応急対策に利用する災害関係システム等を災害発生後も利用できるか
(6)庁舎における帰宅困難者対策	・庁舎を帰宅困難者に提供する場合に、受け入れ・備蓄品の配給・情報提供等を行う態勢を整備しているか
(7)庁舎の耐震性の確保	・耐震強度は確保されているか ・耐震改修を計画しているか



## 監査結果

「震災時を想定した参集訓練を行っていないかったもの」  
「非常用発電機の燃料の確保等を行うべきもの」など  
指摘事項15件

### ● 震災時を想定した参集訓練を行っていないかったもの

- 東京港建設事務所及び東京港管理事務所は、震災時には港湾施設等の保全及び復旧、臨港道路の障害物除去等の応急対策業務を実施する事務所であるにもかかわらず、非常時参集訓練を平成21年以降、約4年間実施していない。
- また、平成21年に実施した参集訓練では、職員の参集状況等の確認にとどまり、参集後、応急対策業務の実施に必要な初動態勢の立ち上げについては行っていない。
- そこで、震災時を想定した参集訓練を定期的に行うよう求めた。

9



## 措置状況

- 東京港管理事務所及び東京港建設事務所は、徒歩参集訓練及び初動態勢立ち上げ訓練を平成26年2月20日に実施した。
- 訓練内容は、①情報伝達訓練、②徒歩参集訓練、③地震対策訓練(現地対策本部の立ち上げ、施設巡回)等の実践的な訓練を実施した。

10





## ● 非常用発電機の燃料の確保等を行うべきもの

- 東京港建設事務所及び東京港管理事務所は、震災時には港湾施設等の保全及び復旧、臨港道路の障害物除去等の応急対策業務を実施する事務所であるにもかかわらず、監査日(平成25年10月22日)現在の燃料備蓄量では、非常用発電機の稼働時間は最大でも31時間程度であり、応急対策業務に必要な72時間の稼働に対応する燃料が確保できていない。
- そこで、非常用発電機を72時間稼働させられるよう、燃料の確保を求めた。

11



## 措置状況

- 大規模災害が発生した場合の港南庁舎非常用自家発電機の72時間稼働に対応するため、近隣の石油販売会社と「災害時における東京港建設事務所自家発電機用灯油燃料の供給に関する協定」を平成26年2月4日に締結し、灯油燃料の優先的な供給を確保することとした。

12



## (2) 都市インフラを対象とした監査

- ・笹子トンネル天井板崩落事故の発生(平成24年12月)
- ・都市インフラの老朽化



**平成26年定例監査 重点監査事項「土木構造物の維持管理」**  
(道路、橋梁等の土木構造物に係る保守点検・維持補修・計画修繕など)



現在、監査実施中、結果を9月に公表予定

13

## ● 監査対象の土木構造物(例)



道路	道路法によらない道路状の構造物を含む、道路附属設備を含む
トンネル・橋梁	附属設備を含む
河川管理施設	ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、調節池等
港湾施設	防波堤、航路、泊地、係留施設、臨港道路
海岸保全施設	水門、防潮堤、護岸、陸閘、閘門、排水機場
水道施設	給水管、配水管、本管、配水地、浄水施設
下水道施設	下水道管、人口、公設污水マス、ポンプ所、処理場

## ● 監査の着眼点

- ① 対象となる土木構造物について必要な項目を点検しているか
- ② 点検結果を維持補修に活かしているか
- ③ 点検以外に維持補修の必要性を組織的に把握しているか
- ④ 必要に応じて速やかに、維持補修を行っているか
- ⑤ より経済的・効率的な維持補修の実施方法がないか
- ⑥ 計画修繕は実際の老朽化に応じて適切な時期に行われているか
- ⑦ 保守点検、維持補修、計画修繕は適正な手続により行われているか

14

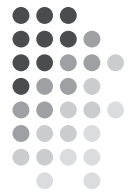


### (3) その他都民の安全・安心につながる監査

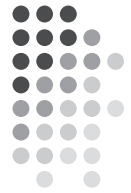
#### ● 都立文化施設における避難経路を確保すべきもの

- 公益財団法人東京都歴史文化財団が指定管理業務を行っている東京文化会館において、消防法に基づき設定されている非常時の避難経路について見たところ、避難経路上に大型のセメント製プランターが複数設置されており、非常時に不特定多数の観客等が一斉に避難する際に支障となる可能性が高い。
- また、生活文化局は、平成24年度に、都立文化施設指定管理者施設管理運営状況の委託調査を行い、「避難経路に物品あり」との指摘を受けていたにもかかわらず、財団に対して、避難経路の管理を徹底するよう指導していない。
- そこで、安全確保のため避難経路を適正に管理するよう求めた。

15



16



## 措置状況

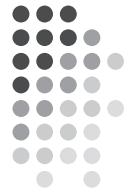
- 財団は、平成25年10月28日、避難経路に置いていた物品（大型のガラス繊維強化セメント製プランター）を全て撤去した。
- 平成25年11月20日開催の館内連絡会において、避難経路には物品を置かないよう全職員に周知した。
- 局は、都立文化施設の指定管理者である財団に対して、毎年実施する都立文化施設指定管理者施設管理運営状況調査等の結果も踏まえ、避難経路の管理を適正に行うよう指導していく。

17



- **ろう学校の生徒に火災発生などを伝達する始業灯を生徒の視界外に設置したもの**
- 中央ろう学校では聴覚障害のある生徒に6年間の中高一貫教育を提供しているが、教室等の天井に始業灯を設置し、火災発生時には赤い灯を、不審者侵入時には青い灯を点灯することで、安全確保に係る情報を生徒に伝達している。
- 個別学習室(8室)には、始業灯が、床に固定されている生徒用機の後方、生徒の頭上にあたる位置にあることから、学習している生徒の視界に入らず、情報が伝わるようになっていない。
- そこで、始業灯を適切な場所に移設するよう求めた。

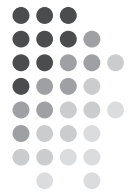
18



## 措置状況

- 平成25年7月25日、中央ろう学校の各個別学習室に設置されている始業灯を児童・生徒の視野に入る位置に移設した。

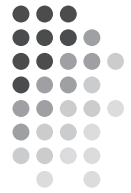
19



## ● 改修を速やかに行うべきもの

- 平成20年6月18日に杉並区立杉並第十小学校の3階屋上で授業を受けていた児童が、屋上に設けられていた天窓の強化プラスチックに乗り、天窓が割れて1階床に転落して死亡する事故が発生した。
- 都立学校教育部は、この事故の発生を受けて、各学校における天窓の状況について、学校に調査票を作成させ、このうち、生徒が立ち入れる可能性のある天窓については、委託調査(以下「天窓緊急調査」という。)を行っている。
- 部は、天窓緊急調査の委託項目として、問題箇所については改修提案を提出することとしているが、このうち、510か所の天窓の改修については、平成20年10月31日に調査報告を受けてから、監査日(平成21年6月12日)現在、改修の目処が立たないままとなっている。

20



## 措置状況

- 改修を行っていなかった510箇所のうち、260箇所について、天窓の安全対策工事を平成22年3月末までに実施し、250箇所については立ち入り禁止措置などを行った。

21



## 5 まとめ

- 事務・事業が、法令に基づいて適正に行われているか
- 最少の経費で最大の効果をあげているか
- 都民サービスの向上が図られているか



- 都民の視点に立った監査  
「都民の安全・安心の確保」の観点から重点的に監査

22



ご清聴ありがとうございました。





【パネリスト】

いの うえ あずま

井上 東

(日本公認会計士協会 常務理事)



経 歴

昭和 57年 3月	横浜国立大学 卒業
平成 2年 10月	朝日新和会計社入社 (現：有限責任あずさ監査法人)
13年 8月	社員就任
18年 6月	代表社員就任 (現：パートナー)
22年 7月	日本公認会計士協会 常務理事就任(後進育成担当)
25年 7月	日本公認会計士協会 常務理事再任(公会計担当)

現在に至る

# 国民生活の安全性への貢献 —公認会計士の専門性を活かして—

平成26年8月22日

日本公認会計士協会  
公会計・監査担当常務理事  
公認会計士 井上 東

1

## 新しいタグライン

---



# Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

2

# 東日本大震災関連（義援金）

## 1. 義援金収支計算書の保証業務

公認会計士又は監査法人は、非営利法人又はその他の機関・団体等が任意に作成した義援金収支報告書に対して保証業務を実施している。

【例】日本赤十字社「東日本大震災義援金収支計算書」

### 公表資料

※日本公認会計士協会HPで入手できます。

### 監査・保証実務委員会研究報告第23号 「義援金収支計算書に対して公認会計士等が行う保証業務に関する研究報告」(平成23年12月5日)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に係る義援金を募集している非営利法人又はその他の機関・団体等に対し、義援金の収支について透明性を高めるべきとの社会的ニーズが高まっていることに対応するため、義援金の収支計算書に対して公認会計士及び監査法人が行う保証業務について検討し取りまとめたものである。

## 東日本大震災関連（特別目的の監査）

### 監査基準の改訂※

企業会計審議会は、平成26年2月18日付で「監査基準の改訂に関する意見書」を公表した。今回の監査基準の改訂は、国際的な議論の動向や利用者のニーズに関する調査等を踏まえ、特定の利用者のニーズを満たすための特別目的の財務諸表に対する公認会計士(監査法人を含む。)による監査への要請を受けてのものである(例;義援金の収支計算書に対する監査)。

これを受け、平成26年4月4日に、日本公認会計士協会は、監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」、関連する品質管理基準委員会報告書及び監査基準委員会報告書の一部改正、監査基準委員会研究報告第3号「監査基準委員会報告書800及び805に係るQ&A」を公表している。

※平成27年4月1日以後に開始する事業年度又は会計期間に係る監査から適用される。ただし、平成26年4月1日以後に発行する監査報告書から適用することを妨げない。

# 東日本大震災（支援活動）

---

## 2. 公認会計士協会の支援活動

日本公認会計士協会では、災害対策本部の中に震災対応委員会を立ち上げ、公的な震災義援金について、公平透明性、信頼性を確保するために義援金の募集や配分プロセスへの関与、情報開示への支援、事後的なレビューの実施等の対応や被災した地方自治体への会計専門家のボランティアを派遣するなど、幅広い支援活動を実施している。

### <主な支援活動>

- 義援金募集と贈呈（一般被災者のための義援金を会員・準会員から募り、日本赤十字社に贈呈。）
- （株）東日本大震災事業者再生支援機構へ監査役を推薦
- 内閣府東日本大震災事業者再生支援機構設立準備室との意見交換
- 宮城県産業復興相談センターへ常勤要員を推薦
- 東日本大震災で被災した中小企業等の再建・復興支援に関して、独立行政法人中小企業基盤整備機構と業務提携
- 全国商工会連合会主催「二重ローン問題」講習会へ講師を推薦
- 東京都義援金募集配分委員会へ監事を推薦
- ボランティア団体「Save Takata」へ会計顧問を推薦 他

5

## 国民生活の安全性と公認会計士の貢献

---

### I. 公的部門に対する外部監査等

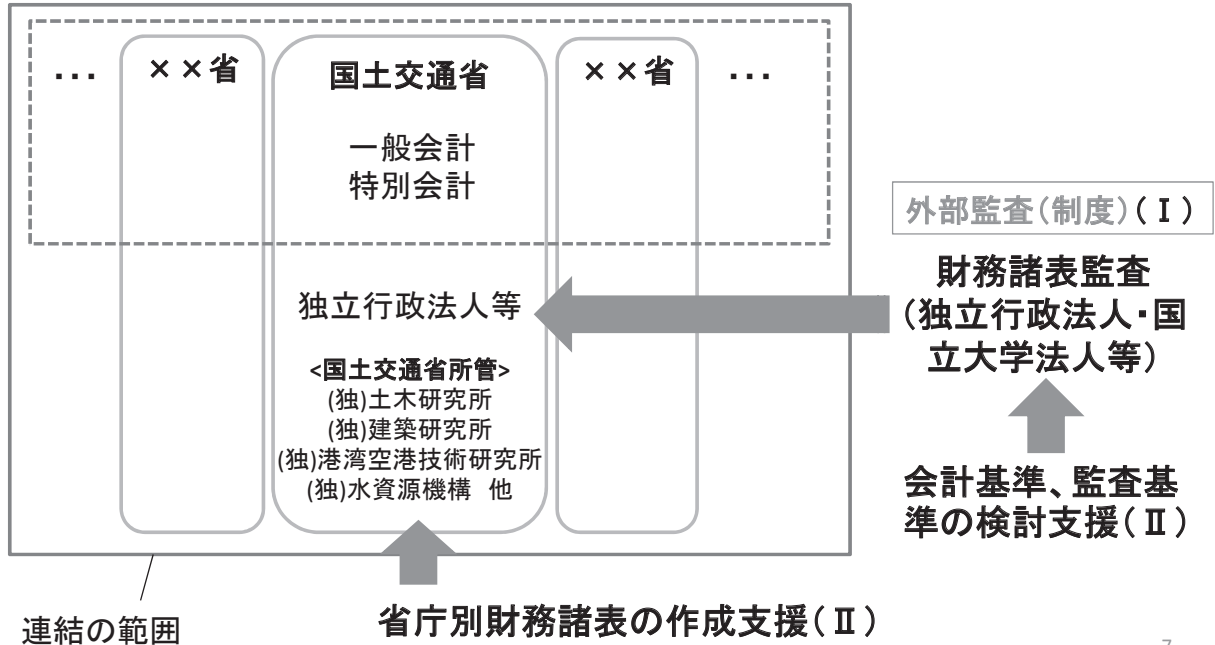
### II. 公的部門の制度作りへの支援等

### III. その他の貢献

6

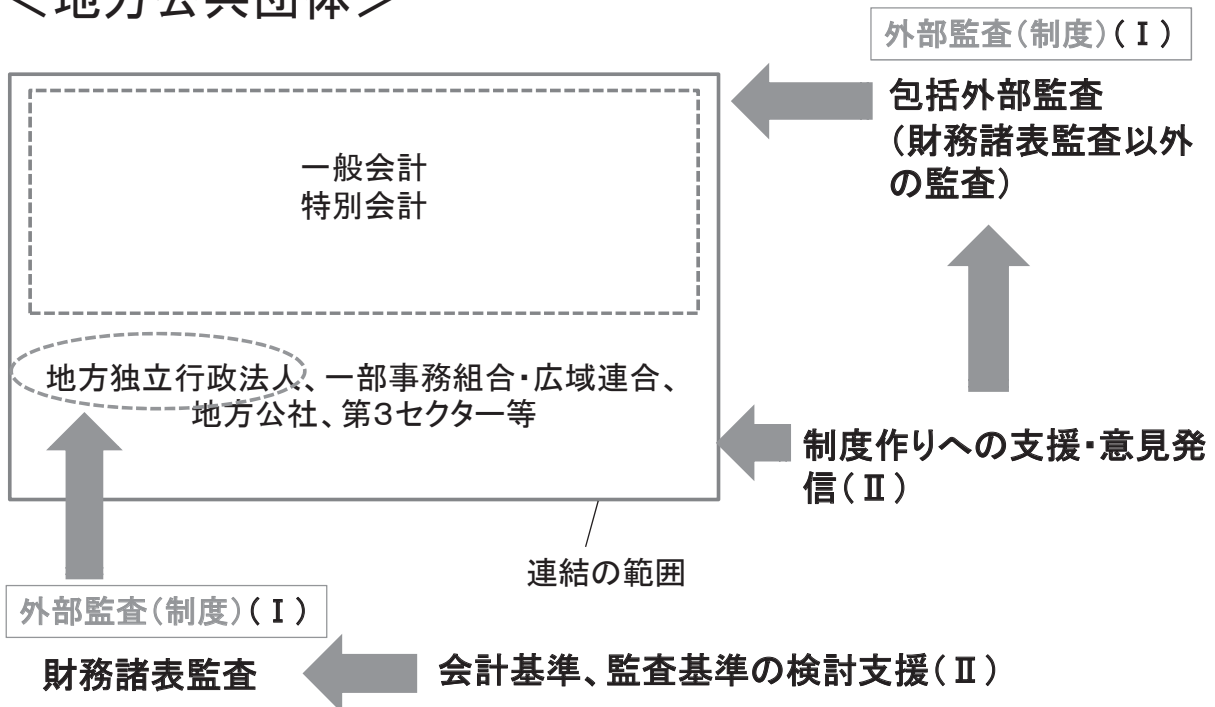
# 国民生活の安全性と公認会計士の貢献

## <国>



# 国民生活の安全性と公認会計士の貢献

## <地方公共団体>



# I. 公的部門に対する公認会計士の外部監査等

## 1. 独立行政法人の財務書類等に係る監査

個別法により長期借入金又は債券発行をすることができる法人、100億円以上の資本金を有する法人及び負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上に達している法人については、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人(公認会計士又は監査法人)の監査を受けなければならない(独立行政法人通則法第39条及び独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)第2条)。

## 2. 地方独立行政法人の財務書類等に係る監査

100億円以上の資本金を有する法人及び負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上に達している法人については、財務諸表、事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人(公認会計士又は監査法人)の監査を受けなければならない(地方独立行政法人法第35条及び地方独立行政法人法施行令第5条)。

9

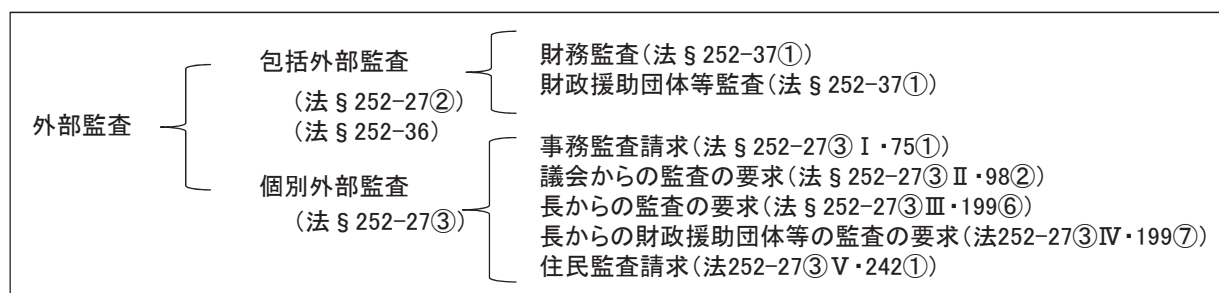
# I. 公的部門に対する公認会計士の外部監査等

## 3. 包括外部監査

### 包括外部監査制度概要

外部監査には包括外部監査と個別外部監査の2種類がある。包括外部監査は、外部監査人が、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理のうち、最少の経費で最大の効果、組織及び運営の合理化(地方自治法第2条第14項及び第15項)の趣旨を達成するため、自らが必要と認める特定の事件(テーマ)について、契約期間内に少なくとも1回以上当該地方公共団体の監査を実施するものである(地方自治法第252条の27, 同法第252条の37)。

合規性の観点に加え、3E<sup>(1)</sup>の観点から監査が行われている。



(総務省,「外部監査制度の概要」7. 外部監査の種類 を引用。)

<sup>(1)</sup>経済性: Economy、効率性: Efficiency、有効性: Effectiveness

# I . 公的部門に対する公認会計士の外部監査等

## 監査の結果に関する報告

包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に監査の結果に関する報告を決定し、これを包括外部監査対象団体の議会、長及び監査委員並びに関係のある委員会又は委員に提出しなければならない(地方自治法第252条の37第5項)。

包括外部監査人は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該包括外部監査対象団体の組織及び運営の合理化に資するため、監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる(地方自治法第252条の38第2項)。

監査委員は、監査の結果に関する報告を公表しなければならない(地方自治法第252条の38第3項)。

## 監査の結果に関する報告の公表

(措置を講じた場合)

## 措置状況の公表

議長、長、委員会又は委員は、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知するものとする。この場合、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならない(地方自治法第252条の38第6項)。

11

# I . 公的部門に対する公認会計士の外部監査等

## 包括外部監査対象団体 (地方自治法第252条の36第1項)

都道府県・指定都市・中核市⇒義務付け。  
その他の市町村⇒条例により任意に導入。

## 外部監査契約を締結できる者 (地方自治法第252条の28第1項第2項)

地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政経営に関し優れた識見を有する者であつて、次に該当する者。

○弁護士(弁護士となる資格を有する者を含む。)

○公認会計士(公認会計士となる資格を有する者を含む。)

○税理士(税理士となる資格を有する者を含む。)

○国の行政機関において会計検査に関する行政事務に従事した者又は地方公共団体において監査若しくは財務に関する行政事務に従事した者で、監査に関する実務に精通している者

## ◆多くの公認会計士が包括外部監査人に就任している。

〈包括外部監査人の就任状況〉 ※公認会計士が包括外部監査人となっている団体/包括外部監査対象団体  
平成25年度; 103団体/120団体、平成24年度; 103団体/119団体、平成23年度; 106団体/117団体

➤ しかしながら、監査委員監査と同様に地方自治法及び関連法令において、包括外部監査の基準が定められていない。(→P19以降)

12



# I. 公的部門に対する公認会計士の外部監査等

## ◇公認会計士の会計・監査の専門家としての知見を活かした監査

～最近の包括外部監査の結果報告における指摘及び意見から～

### ① 資産管理情報の活用の視点

【岐阜市】平成24年度「公有財産等に係る財務事務の執行及び管理の状況について」<sup>(2)</sup>

指摘又は意見の内容	措置状況
<b>更新投資について(水道事業)【指摘】</b> 水道事業について、長期的に必要な更新投資について財源を含めて計画すべきである。	現時点における、平成34年度までの計画を策定した。引き続き、将来の更新投資のあり方や財源、収支状況等を考慮しながら、計画を都度見直していく。
<b>収支シミュレーションの結果について(水道事業)【意見】</b> 市民の負担増を最小限にとどめるように、適宜、水道料金の値上げを行うことが望ましい。	平成25年度の公営企業経営審議会にて、次期料金算定期間の水道料金のあり方について審議を行い、検討中である。

<sup>(2)</sup> 岐阜市「平成24年度包括外部監査措置状況報告」(平成25年9月27日)より一部抜粋。

13

# I. 公的部門に対する公認会計士の外部監査等

【三重県】平成24年度「公有財産の管理に関する事務の執行について」<sup>(3)</sup>

指摘又は意見の内容	措置状況
<b>減価償却制度の構築による管理会計的手法の導入の検討【意見】</b> 減価償却制度を公有財産管理システム上において構築することが、施設のライフサイクルコストの分析やシミュレーションといった管理会計的手法の導入に関して極めて有効である。県が保有している建物等の公有財産について耐用年数を決めるとともに、減価償却制度の導入を検討する必要がある。(要約)	建物等の資産に対する減価償却制度の導入は、新地方公会計制度導入を前提としており、これには資産台帳の作成や、システム構築及び制度改正等が必要となります。そのため、公有財産管理システムの大幅な改修を要することから、今後、新地方公会計制度導入の際に、国及び他府県等の動向を踏まえた上で改めて、より効率的かつ円滑に新制度に移行できるような方法を検討していきます。
<b>未利用・低利用財産の機会費用の把握・分析と意思決定への組み込み【意見】</b> 各課等が所管するものもあわせ未利用・低利用の各財産の機会費用を把握し、その影響を客観的に把握・分析する手法を「利活用方針」の意思決定に組み込むことにより、未利用・低利用による機会費用が各財産において明示され、それらの利活用に向けた手続に優先順位をつけ、計画的かつ迅速に利活用に向けた検討が推進される可能性が高まると考えられる。	全庁的な「県有財産有効活用等推進会議」及び作業部会により、課題を有する財産を抽出し、個別財産の利活用計画を策定することにより、県有財産の有効活用を行っています。

<sup>(3)</sup> 三重県「平成24年度包括外部監査結果に基づき講じた措置」(平成26年4月9日)より。

14



# I . 公的部門に対する公認会計士の外部監査等

## ② 資産管理台帳の整備の視点(内部統制を含む)

【滋賀県】平成23年度「インフラ資産及び庁舎等の建設・維持管理について」<sup>(4)</sup>

指摘又は意見の内容	措置状況
<p><b>道路(舗装)資産関連情報の整理について【指摘】</b> 道路は道路法に整備が定められた道路台帳があるものの、舗装についてアセットマネジメントに利用できるような資産情報(取得価格、取得年月日、耐用年数、直近の劣化状況、過去の工事履歴)は十分に整理されていない。情報の蓄積については一部で取り組みを始めてはいるが、今後のアセットマネジメント実施のために、舗装に関する資産情報や補修履歴データは利用可能な状態まで十分整理されるべきである。</p>	<p>道路舗装のアセットマネジメント実施に向けては、これまでから取り組みを進めていますが、今回の指摘を踏まえ、直近の劣化状況、過去の工事履歴についてデータを1箇所に集めて整理しました。引き続き、データ蓄積を続け、維持管理計画を策定する中で、舗装履歴データのシステム化を図ることとしています。</p>
<p><b>港湾施設関連情報の整理について【指摘】</b> アセットマネジメント実施の観点から、より詳細な物理的な資産区分や特性に応じた資産区分で整理されるべきである。アセットマネジメント導入に向けて、利用する資産情報を整理し管理することが必要である。</p>	<p>国土交通省の手引きに基づく維持管理計画により対応することとし、平成23年度の大津港に引き続き、平成24年度は彦根港・長浜港・竹生島港の3港湾について策定したところです。その中で、各港湾における維持管理に関するデータを管理し、合理的かつ効果的な維持管理を行うこととしています。</p>

<sup>(4)</sup> 滋賀県「平成23年度包括外部監査の結果及び意見に対するその後の措置状況について」(平成25年5月15日)より一部抜粋。 15

# I . 公的部門に対する公認会計士の外部監査等

【三重県】平成24年度「公有財産の管理に関する事務の執行について」

指摘又は意見の内容	措置状況
<p><b>登録漏れ・誤りの防止体制の運用及び発見体制の整備の不備【意見】</b> 担当者レベルでの登録誤りを防止する仕組みが有効に運用されておらず、また登録漏れを発見する仕組みが不十分であるため、台帳登録の正確性や網羅性について責任を有する所管課等の長が決裁前にそれらが発見することは困難なものになっているものと考えられる。(要約)</p>	<p>平成23年度に策定した「みえ県有財産活用方針」に基づき、公有財産台帳への適切な登録を進めるため、平成24年度から県有財産等自己点検を全庁で実施しており、その際に登録誤り等がないか検討しています。各部局から管財課への報告時には、公有財産台帳と根拠となる関連書類の提出を求め、記載内容を確認の上公有財産管理システムにおいて承認を実施しています。歳出データのチェックの仕組みについては、将来のシステム改修の際に検討していきます。</p>
<p><b>改修工事等の公有財産台帳の記入要領(ルール)の周知不足【意見】</b> 改修工事等については、「公有財産記入要領」において、100万円未満の軽微な修繕を除き台帳登録する必要があるとされているが、これらの登録漏れが各課等で見受けられた。その原因の一つとしては、担当者が一定の場合に改修工事等の登録が必要であることを認識していないことにある。公有財産台帳の管理責任を有する管財課の各課等に対する周知が不足していると考えられるため、管財課における各課等への周知を適時に行うことが望まれる。</p>	<p>公有財産規則や公有財産台帳の記入要領等については、定期報告依頼時の通知文や、公有財産管理システムログインページにリンクを張る等して周知しており、100万円以上改修工事の登録の必要性についても、時期に応じ、システムログインページに周知文を掲載しています。さらに、平成24年度から県有財産等自己点検を全庁で実施しており、その際にも登録漏れ等がないか点検しています。</p>

16

# I . 公的部門に対する公認会計士の外部監査等

## 【三重県】平成24年度「公有財産の管理に関する事務の執行について」

指摘又は意見の内容	措置状況
<p><b>速やかな異動登録の必要性【意見】</b>            施設(建物)の取壊しに際して、公有財産台帳への登録漏れが散見された。これは、年度中に施設(建物)の取壊しが行われた場合にも、台帳への異動登録は年度末に一括して実施することが多いため、年度末に異動登録を失念していることに起因するものと考えられる。公有財産規則第35条では、公有財産台帳の登録事項に異動が生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しを管財課長に報告することになっており、取壊しが行われた都度、速やかに台帳登録を実施することが望まれる。</p>	<p>台帳記載事項に変更があった場合は、異動報告を速やかに行うよう、システムログインページに掲載するほか、文書等で周知徹底しています。異動登録漏れ防止のためには、歳出データと連携した確認の仕組みを構築することが有効であると考えられるため、将来のシステム改修の際に検討していきます。</p>
<p><b>公有財産規則上の問題点【意見】</b>            公有財産の管理について、管財課としては、各課等が提出する台帳データは各課等が管理しているものであって、管財課はそれを取りまとめる責任を負っているのみという認識がある。各課等が所管する公有財産の用益管理、財務管理は第一義的には、所管する課等が負っていると考えられるが、チェック体制の不備やルール周知不足を解消し、県の公有財産全体をより適切に管理するためには、公有財産全般について管財課が財務管理についての責任を負うべきであると考えられ、必要であればその旨を明確とするよう公有財産規則の改正等を検討されたい。</p>	<p>個々の公有財産の台帳管理は、財産の状況を最もよく把握できる各課等で行うことが効率的と考えます。各所属が登録漏れの有無などを点検する機会となることも目的として、平成24年度から、現場において確認を行うことができるチェックリストを作成し、県有財産等自己点検を実施しています。また、各部局の状況に応じたチェック体制の適切な整備及びルール等に関し、財産の自己点検説明会等の会議の場で周知しています。</p>

17

# I . 公的部門に対する公認会計士の外部監査等

## ③ 住民への情報提供の視点

### 【岐阜市】平成24年度「公有財産等に係る財務事務の執行及び管理の状況について」

指摘又は意見の内容	措置状況
<p><b>耐震診断の結果の公表について【指摘】</b>            学校施設以外の耐震診断結果についても公表すべきである。</p>	<p>耐震診断を行った市有建築物について、学校施設以外の建築物についても、国土交通省告示に基づき、平成25年6月5日、ホームページに公表した。</p>
<p><b>耐震診断対象の明示について【意見】</b>            耐震診断結果を公表する際に、耐震診断された建築物以外には耐震診断が行われていないことを強調しておくことが望ましい。</p>	<p>学校施設以外の耐震診断結果の公表と併せて、対象施設以外の施設で診断が行われていない旨を平成25年6月14日、ホームページに追記した。</p>

18

## Ⅱ.公的部門の制度作りへの支援等

### ◇監査の品質向上への取り組み(主なもの)

包括外部監査の基準が定められていないことに対する支援。

#### 公表資料

※日本公認会計士協会HPで入手できます。

#### 地方公共団体監査特別委員会研究報告第2号 「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン」 (平成13年5月14日)

地方公共団体の外部監査についての会員の実務の指針となることを目途として、日本公認会計士協会は平成10年に「地方公共団体の外部監査人のための外部監査のガイドライン(公会計委員会研究報告第2号)」を公表している。平成13年には、同ガイドラインを改定し、合規性の観点の重視、3Eの観点の訓示的性質、結果と意見の区分の明確化等を行った。

19

## Ⅱ.公的部門の制度作りへの支援等

1. 一般事項のガイドライン
  - 1-1. 優れた識見の保持
  - 1-2. 独立性
  - 1-3. 正当な注意義務
  - 1-4. 守秘義務
  - 1-5. 地方公共団体外部監査の基本方針
2. 実施に関するガイドライン
  - 2-1. 外部監査の計画的実施
  - 2-2. 外部監査人補助者
  - 2-3. 十分な監査証拠
  - 2-4. 外部監査の手続
  - 2-5. 外部監査の調書の作成
  - 2-6. 監査委員との協調等
  - 2-7. 包括外部監査人における特定の事件の選定
  - 2-8. 外部監査の品質の管理
3. 外部監査の結果の報告に関するガイドライン
  - 3-1. 外部監査の結果報告書
  - 3-2. 結果報告における結論の差控え
  - 3-3. 外部監査における意見の提出

#### 「地方公共団体の外部監査人のための 外部監査のガイドライン」

20

## Ⅱ. 公的部門の制度作りへの支援等

### 公表資料

※日本公認会計士協会HPで入手できます。

#### 公会計委員会研究報告第11号 「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例」 (平成16年6月15日)

#### 公会計委員会研究報告第13号 「地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例(その2)」 (平成17年10月5日)

監査テーマの類型別に、監査の要点、監査の方法(監査手続)及び監査結果報告の具体的事例を実務の中から抽出したものであり、包括外部監査を行う会員の参考に供することを目的としており、包括外部監査の品質の維持向上に役立つことが期待されるものである。

21

## Ⅱ. 公的部門の制度作りへの支援等

### <地方公共団体包括外部監査に関する監査手続事例(施設管理)>

監査の要点 (着眼点)	1. 施設の維持管理は適切に行われているか。 2. 施設の修繕は適切に行われているか。
監査の方法 (監査手続)	(1) 施設の管理運営の実情を把握するため、現場視察を実施する。 (2) 施設の運営形態、収入、業務委託、修繕の執行状況を検討し、財務事務の執行の合规性を検証する。
「結果」の記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設は老朽化しているが修繕が行われていない。</li> <li>・〇〇施設は移転を予定していることから、施設は老朽化しているが、修繕が後回しになっている。老朽施設であるので施設の安全管理に留意することが必要である。</li> <li>・〇〇施設は建設から××年経過しており、スタンドの端で雨漏りが発生している。雨漏りを放置しておくのは設備の老朽化を早める結果となる。安全性の観点からも早期に修繕を実施する必要がある。</li> <li>・〇〇施設は12月1日から翌年3月末までは寒冷地のため休園しているが、その間の電気使用量は毎月××KWHを超えている(金額でみると毎月××万円以上)。</li> </ul>
「意見」の記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設について長期の修繕計画は策定されていない。早期に長期の修繕計画を策定し、将来的に予測される修繕費支出に備えて基金等を設置することの検討をするべきである。</li> <li>・〇〇施設の施設改善工事、〇〇施設の移設工事等が受託財政援助団体の負担で行われていた。財政援助団体は、施設の管理運営業務を受託しているだけであり、競技場施設の改善及び維持・修繕は、本来は設置自治体が負担すべきものである。設置自治体と受託財政援助団体における維持修繕費用の負担関係を明確にするべきである。</li> <li>・〇〇施設にあるテニスコートは地盤の低下によりひびが入り、コートの表面がはがれている。また、ナイター設備がないために、冬季は午後4時までの使用となっている。早期に補修するとともに、ナイター設備の導入なども検討し、利用の便宜を図られたい。</li> <li>・電気の使用実態を調査することにより、基本電気料を含め、使用料の節減が可能と思われる。なお、休園期間中にも管理人を常駐させているが、管理については巡回点検に切り替え、経費の節減を図るべきである。</li> <li>・〇〇自治体には、〇〇施設が複数あり、直営により運営されている施設と委託により運営されている施設がある。管理運営における直営と委託の混在を解消して、直営で運営されている施設の委託化を図るべきである。</li> </ul>
参照条文等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法第244の2第1項</li> </ul>

22

## Ⅱ.公的部門の制度作りへの支援等

---

### ◇公認会計士の会計・監査の専門家としての知見を活かした支援

#### 1-1. 新地方公会計整備の支援

新地方公会計制度推進に関する研究会等に多数の公認会計士が参加している。

(今後の新地方公会計の推進に関する研究会) 9名/ 11名

(地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会) 6名/ 6名

(地方公共団体における固定資産台帳の整備等に関する作業部会) 4名/ 7名

※直近の研究会名簿による。

23

## Ⅱ.公的部門の制度作りへの支援等

---

#### 1-2. 公会計情報の開示・活用の支援

(大阪府監査委員事務局「監査法人への業務委託3年間の総括」(平成25年2月7日)より抜粋)

#### 3. 監査機能の充実強化

##### (1) 監査手法・体制の進化

##### ① 専門性・独立性の強化

府は、行財政運営に経営の理念を取り入れるために新公会計制度を導入した。全庁の事務事業の財務諸表が各々のマネジメントの道具として機能できるように、また、事務局自身も財務諸表を活用した監査を進めていくために、受託事業者(監査法人)の専門知識を活用して、財務諸表の正確性・明瞭性の確保のための検証を始めた。

#### 4. 今後の課題と対応

##### (2) 新公会計制度による財務諸表の活用と検証

##### 【対応】

財務諸表の分析・評価に精通する監査法人等の専門知識を活用して、監査における財務諸表の活用・分析等を着実に進める。

24



## Ⅱ. 公的部門の制度作りへの支援等

### 1-3. 公会計情報の理解促進のための支援

公会計情報を利用して適切な意思決定を行うためには、公会計情報の理解が必要である。

日本公認会計士協会では、公会計研修会を開催している。

#### **地方議会議員向け研修（平成26年6月末時点で計30回開催）**

（関東・東海・中国・近畿）地方、福岡県、北海道、沖縄県、兵庫県、鹿児島県・鹿児島市、京都府・滋賀県、群馬県、京都市、福井市、生駒市、浜田市、金沢市、茅ヶ崎市、浜田市、荒川区、練馬区、新宿区、杉並区、公明党所属議員向け他。

#### **自治体職員向け研修（平成26年6月末時点）**

茅ヶ崎市役所

上記研修会には、平成23年度の開始以来、延べ約2,000名（うち、地方議会議員延べ約1,140名）にご参加いただいている。

※本部開催の研修のみ記載。他に地域会開催の研修実績がある。

25

## Ⅲ. その他の貢献（環境等）

### ◎サステナビリティに関する公認会計士の業務

- ① CSR報告書保証業務
- ② CSR報告関連アドバイザー業務
- ③ 温室効果ガス排出量検証業務
- ④ 温室効果ガス関連アドバイザー業務
- ⑤ 環境会計関連アドバイザー業務
- ⑥ 環境マネジメントシステム

#### 公表資料

※日本公認会計士協会HPで入手できます。

#### 監査・保証実務委員会研究報告第22号

#### 「サステナビリティ情報保証業務に関する論点整理」

（平成22年1月13日）

今後の我が国におけるサステナビリティ情報保証業務に関する検討を進めるに際し考慮すべき保証業務の要件など、その基礎を整理することを目的に公表したものである。

26

## Ⅲ. その他の貢献(水資源)

### ◎その他

#### 公表資料

※日本公認会計士協会HPで入手できます。

#### 経営研究調査会研究報告第50号 「世界の水問題に関わる企業の取組みと情報開示について」(平成 25年1月15日)

グローバルな水リスクに対する企業の認識や対応状況及び情報開示の国内外の実態を調査し、その現状と課題を明らかにするとともに、調査結果を踏まえて、有効なマネジメントツールの検討を行い、企業が水資源問題に取り組むに当たって目指すべき方向性を考察したものである。

27



ご清聴ありがとうございました。



## Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

28





【パネリスト】

さくらだ かつら

桜田 桂

(会計検査院 事務総長官房 総括審議官)



経 歴

昭和	55年	3月	東京大学経済学部	卒業
	55年	4月	会計検査院	採用
平成	19年	7月	第1局財務検査課	課長
	21年	4月	事務総長官房	人事課長
	23年	7月	同	審議官
	26年	4月	同	総括審議官

現在に至る

## 国民生活の安全性に貢献する検査・監査・評価

### ～会計検査院の近年の取組み～

平成26年8月22日  
会計検査院  
総括審議官 桜田 桂

▶ 1

## 自然災害と国民生活の安全性の確保

### 自然災害の多発

- ▶ 近年、阪神・淡路大震災以降、新潟県中越地震や相次ぐ台風など多発する自然災害により、人的被害、財産被害が発生
- ▶ → 自然災害に対する備えの重要性が広く認識されることに
- ▶ 東日本大震災により未曾有の被害が発生
- ▶ → 地震・津波など自然災害に対する備えが十分であるか、国民の関心が高まっている

### 行政の施策、役割（例）

- ▶ ① 河川、海岸など洪水、高潮、津波等の自然災害を直接予防する施設の計画、建設、維持管理
- ▶ ② 道路、港湾など災害に際して応急復旧活動に使用される施設の計画、建設、維持管理
- ▶ ③ ①、②の施設その他国等が整備する施設や設備が、それ自体として耐震性能など定められた安全性を確保すること
- ▶ ④ 災害情報の伝達、ハザードマップの作成、周知など
- ▶ → 毎年度多額の予算を使用して、これらの施策等や災害復旧・復興を実施

▶ 2

# 会計検査の役割

## 会計検査の観点

- ▶ 合規性：会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているか
- ▶ 有効性：事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているか
- ▶ 経済性：事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないか

## 国民生活の安全に貢献する会計検査

- ▶ 土木構造物や建築の設計は、耐震性能など所要の安全度を確保した適切なものとなっているか、工事は設計どおりに施工されているか（合規性）
- ▶ 施設や設備が、自然災害の予防、災害応急復旧活動への利用といった目的に沿って適切に計画、建設、維持管理、利用され、効果を上げているか（有効性）
- ▶ 災害情報の伝達、ハザードマップの作成、周知などの「ソフト」施策が、自然災害による被害の軽減等の目的に沿って適切に運用・実施されているか（有効性）
- ▶ 公共インフラの老朽化が進む中、新設、維持管理、更新等は、ライフサイクルコストの面から経済的に行われているか（経済性）

▶ 3

## 土木構造物や建築の設計は、耐震性能など所要の安全度を確保した適切なものとなっているか、工事は設計どおりに施工されているか

### 従来から「工事検査」を重視

- 戦後～昭和40年代  
悪質な業者による手抜き工事があり、構造物の品質確保が課題
  - ・ 補助事業など公共工事でコンクリートの強度不足などの施工不良案件を多数指摘（20年代後半には年1000件以上）
  - ・ 施工不良を防止するため、発注者側の監督、検査について改善を求め、意見を表示（直轄S29年、補助S40年）
  - ・ 累次の会計検査の指摘もあり、40年代後半には検査報告で施工不良案件は激減
- 50年代以降、トンネル、法面、橋梁などの施工ミスを指摘  
例：中央道笹子トンネル等14のトンネル新設工事における覆工コンクリートの巻き厚不足等を指摘。車両通行の安全確保に極めて重要であるとして、日本道路公団に監督、検査の改善を要求
- 近年は、構造物の配筋誤りなどによる耐震性能不足を指摘

▶ 4

# 近年の検査事例

▶ 5

## ① 24年度検査報告 高速道路と立体交差する橋りょうの点検状況等

(概要)

(独)高速道路保有・債務返済機構

高速道路貸付

高速道路6会社

管理協定

地方公共団体等

こ道橋4,484橋を管理

(検査の結果)

管理協定	点検状況の把握	点検状況	対 策
4484橋中 未締結 350橋	4484橋中 把握不十分 3,582橋	4484橋中 未実施 635橋 実施不明 548橋	コンクリート片剥落対策 30年以上経過1882橋中 968橋で未実施
		実 施 3301橋 うち1990橋は、 遠望目視のみ	耐震性能の検討 旧基準設計の2454橋中 1491橋中で未実施



こ道橋



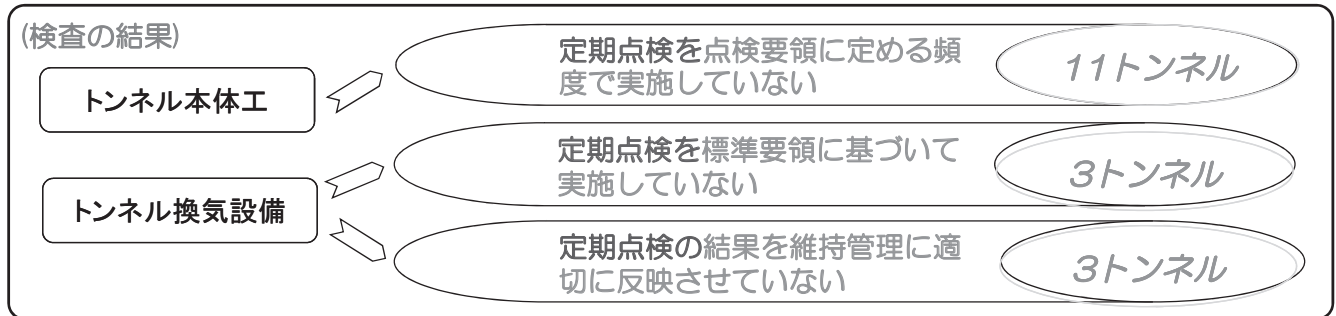
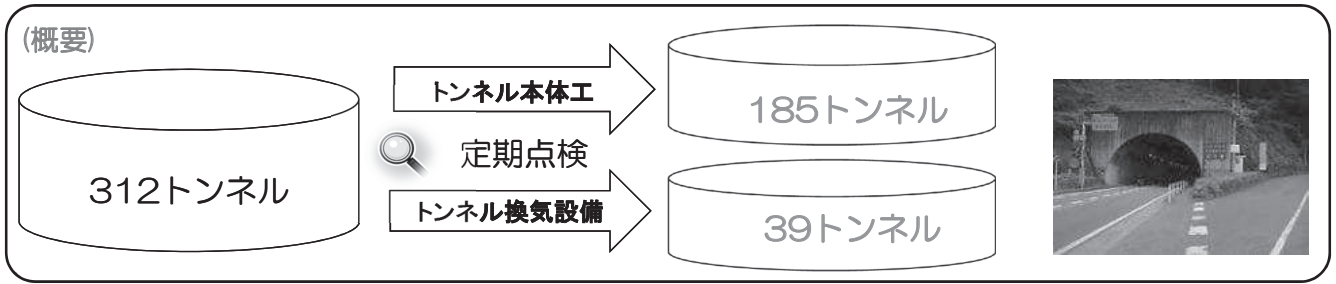
廃道

(改善の処置要求(会計検査院法36条) )

- ・こ道橋の管理者が実施している点検状況を的確に把握し情報共有し、こ道橋の維持管理が適切なものとなるよう連絡体制の構築に向けた取組を早急に講ずること
- ・こ道橋の耐震補強対策の実施状況を的確に把握し、できるだけ早期に耐震補強対策を完了するよう管理者に求めること

▶ 6

## ② 24年度検査報告 国道トンネルの維持管理



(是正改善の処置要求(法34条))

- ・国道事務所に対し、トンネル本体工と換気設備の定期点検の重要性を認識させ、点検要領等に基づき確実に実施し、定期点検の結果を維持管理に反映するよう指示すること
- ・トンネル本体工の定期点検を確実に実施するため、国道事務所にトンネル点検計画を作成させ、計画の進捗状況を地方整備局が確認できる体制を整備すること

▶ 7

## ③ 24年度検査報告 既設橋りょうの耐震補強工事の設計

(概要)

・既設橋りょうについて、地震による橋脚の損傷や橋桁の落下等を防ぐための耐震補強工事52工事※の設計を検査

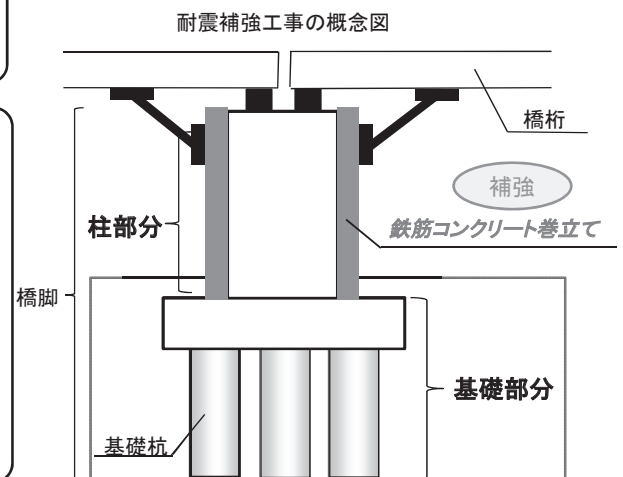
※22年度～24年度に実施した国直轄13工事、補助39工事

(検査の結果)

「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料(日本道路協会編)」  
 →「補強工事の工法は、橋りょう全体としての耐震性能が確保されるように適切に選定する」との考え方が示されている。

→耐震補強として橋脚に鉄筋コンクリート巻立て工事などを実施。18工事(直轄6、補助12)において、

橋脚の柱部分は、鉄筋コンクリート巻立てにより耐力が確保されたが、基礎部分は、鉄筋コンクリート巻立てにより橋脚の自重が増加したため、工事前より耐力が不足するなどの事態



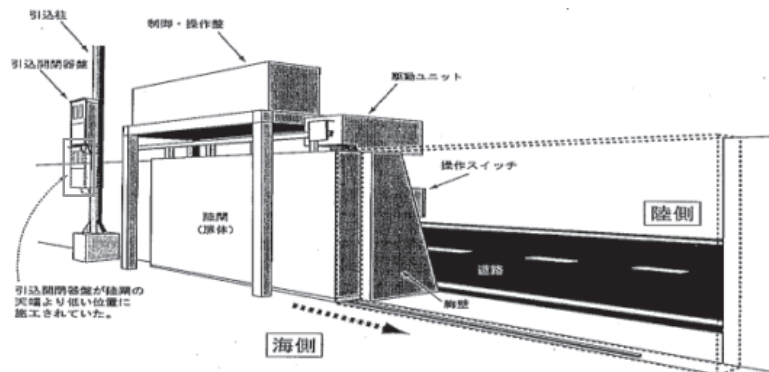
(是正の処置及び是正改善の処置要求(法34条))

- ・前記18工事に係る橋りょうについて、橋りょう全体としての耐震性能を確認すること
- ・今後、基礎部分への影響を照査するなどして検討した上で橋りょう全体としての耐震性能を確保できる工法を選定したり、橋脚の基礎部分の耐震補強の要否等を詳細に検討したりするなどの耐震補強設計の考え方を周知徹底等すること

▶ 8

#### ④ 24年度検査報告 陸閘(りくこう)の設計及び施工が不適切(不当事項)

- ・引込盤の添架位置を陸閘の天端より低い位置に設計(12基)
- ・設計は適切だが、誤って天端より低い位置に施工(1基)  
→水位上昇時に引込盤が浸水し、陸閘が電動により開閉できなくなる危険性



問題のあった箇所

(参考) 施工または設計が適切でなかった事態の不当事項の件数

事態の態様	21年度	22年度	23年度	24年度
施工が適切でなかったもの	4	3	0	2
設計が適切でなかったもの	6	11	16	11
施工が適切でなく、かつ、設計が適切でなかったもの	1	1	1	2
計	11	15	17	15

▶ 9

#### ⑤ 国会要請 公共建築物における耐震化対策等(25年10月)

##### (概要)

- ・災害対策基本法に基づき、都道府県及び市町村は地域防災計画を作成
- ・建築基準法等の耐震基準のS55年改正  
旧基準：中規模地震(震度5強程度)に対し建築物にほとんど損傷を生じさせない  
新基準：大規模地震(震度6強程度)に対し人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じさせないことを目標
- ・「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」(H18)  
住宅及び多数の者が利用する建築物(階数3以上かつ延床面積1,000㎡以上等)の耐震化率を27年までに9割とする目標

##### (検査要請の内容) (H23.12.7要請)

- 公共建築物(官庁施設、教育施設、医療施設等)における耐震化対策等に関する次の各事項
- ①耐震診断の状況
  - ②耐震改修の状況
  - ③東日本大震災に伴う被災等の状況

##### (検査の結果)

###### ①地域防災計画等の公表状況

- ◆地域防災計画等における避難所の状況(1,615市町村の90,262箇所)  
耐震性能を確保している避難所は50,964か所(56.5%)  
避難所の運営マニュアルを策定しているのは600市町村(37.2%)
- ◆耐震改修促進計画の策定状況等  
教育施設、医療施設、庁舎施設等ごとに耐震化の目標を設定している地方公共団体は半数に満たない

###### ②教育施設における耐震化対策等の状況(構造体の棟数ベース)

- <文部科学省：既存の建築物の改修→「教育施設水準の耐震性能」s値が0.7以上(新耐震基準は0.6以上)を目標>
- ◆耐震診断の状況  
耐震診断率95.1% (対象 小中高校136,538棟)  
そのうちs値が0.3未満の建築物13,768棟
  - ◆耐震改修の状況  
教育施設水準の耐震性能を確保している建築物の構造体(対象全体で84.3%)  
建築非構造部材の耐震化率45.8%、建築設備の耐震化率46.1%

##### <耐震診断率>

昭和55年改正前の建築基準法等の耐震基準に基づく建築物に対して、耐震診断を実施した建築物の割合

##### <耐震性能>

○鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物に対する構造耐震指標

構造耐震指標	構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性
(1) s値が0.3未満の場合	大規模地震で倒壊等の危険性が高い。
(2) (1)及び(3)以外の場合	大規模地震で倒壊等の危険性がある。
(3) s値が0.6以上の場合	大規模地震で倒壊等の危険性が低い。

(注) 本表は技術指針の別表に基づき作成した。

▶ 10



## 国会要請 公共建築物における耐震化対策等（25年10月）〈続き〉

### ③医療施設における耐震化対策等の状況

#### ◆耐震診断の状況

耐震診断率48.1%（対象 10,234棟）

耐震改修が必要と診断された建築物1,035棟、 $I_s$ 値が0.3未満の建築物312棟

#### ◆耐震改修の状況

耐震性能を確保している建築物の構造体（対象全体で76.1%）

建築非構造部材の耐震化率70.2%、建築設備の耐震化率69.8%

### ④庁舎施設等における耐震化対策等の状況

＜防災拠点となる建築物：庁舎施設（都道府県庁、市役所等）、警察施設、消防施設＞

#### ◆耐震診断の状況

耐震診断率68.5%（対象 9,493棟）

耐震改修が必要と診断された建築物2,317棟、 $I_s$ 値が0.3未満の建築物680棟

#### ◆耐震改修の状況

耐震性能を確保している建築物（対象 9,493棟） 70.4%

#### （所見）

地域防災計画や耐震改修促進計画等の作成並びに教育施設、医療施設及び庁舎施設等を所掌する各府省等は、**公共建築物における耐震化対策を計画的かつ効率的に実施していくこと**、また、地震発災時における避難所の円滑な運営、病院機能の維持、災害応急業務に対応するための**業務継続性の確保等のソフト面に関する対策についても積極的に進めていくことが重要**

▶ 11

## ⑥ 22年度検査報告 土砂災害警戒区域の指定等に関する基礎調査の活用

#### （概要）

- ・都道府県が補助を受けて土砂災害危険箇所の地形、地質、降水、土地利用の状況を基礎調査
- ・都道府県は、基礎調査に基づき土砂災害警戒区域等を指定
- ・警戒区域の指定があったとき市町村防災会議は、防災計画に土砂災害防止に必要な警戒避難体制に関する事項を定める

#### （検査の結果）

##### （1）警戒区域の指定

- ・基礎調査の結果、指定条件に当てはまる201千地点のうち62千地点は、未だ警戒区域等に指定せず
- ・62千地点のうち23千地点は調査後2年以上経過、さらに109地点は8年以上経過
- ・この23千地点では、調査後に計35件の土砂災害が発生

##### （2）警戒区域の指定後の状況

- ・警戒区域等に指定等した60千区域のうち25%は、警戒避難体制に関する事項を防災計画に定めず
- ・要援護者施設がある1.8千警戒区域のうち10%は、避難に必要な災害関連情報の伝達方法を防災計画に定めず
- ・土砂災害ハザードマップを住民に配布していないものあり

#### （改善の処置要求（法36条））

土砂災害危険箇所を実施する基礎調査は、土砂災害から国民の生命を守るソフト対策に不可欠なデータを収集するもの基礎調査結果を早期に活用してソフト対策を実施するため、都道府県に以下を助言

- ・基礎調査単位の適切な設定など（警戒区域の早期指定）
- ・基礎調査箇所について、過去の災害発生箇所の優先のほか、地元市町村と十分な意見調整（警戒区域の早期指定）
- ・警戒区域指定後の所定手続を市町村に周知等

▶ 12

## ⑦ 21年度検査報告 社会資本整備事業で整備した施設の長寿命化事業

### (概要)

- 道路整備、港湾整備において事業主体（国、地方公共団体）は長寿命化計画を策定し、予防保全的管理を行ってライフサイクルコストの縮減を図る
- 劣化予測の元となる過去の点検データなど施設情報を適切に保存、活用することが、的確な長寿命化計画の策定と同計画に基づく維持管理に重要

### (検査の結果)

- 道路整備286事業主体中25事業主体で、H5政令改正により引き上げられた道路橋設計荷重(20 t → 25 t)に基づき補修工事の必要の有無を検討したが、その結果を長寿命化計画に反映させず
- 管理者(事業主体)が変更した2999橋中297橋で、点検データが新管理者に引き継がれず
- 国有港湾施設181施設のうち150施設で、国と事業主体の協議不十分のまま長寿命化計画策定
- 道路整備、港湾整備両事業の290事業主体中146事業主体で、点検データ等の記録、整理が不十分

### (改善を必要とする旨の意見（法36条））

- 道路整備の事業主体に対し、長寿命化計画の策定や検証、見直しに活用できるよう、重要な施設情報の範囲を明確にして周知
- 道路整備の事業主体に対し、施設の移管に当たって重要な施設情報を整理、提供し、確実に引き継がれるよう周知
- 港湾整備の事業主体との間で、協議、調整等が円滑に進ちよくする実施体制を整備、長寿命化計画の策定に重要な施設情報が活用できるよう緊密に連携
- 両事業の事業主体に対し、重要な施設情報については、施設の維持管理、更新まで管理する必要があることを周知

▶ 13

## ⑧ 18年度検査報告 鋼道路橋の塗装に係るライフサイクルコストの低減

### (概要)

- 高速道路の鋼道路橋には鋼材腐食を防止するための塗装が重要
- 耐久性が高い重防食塗装の仕様には、ポリウレタン樹脂塗装 と フッ素樹脂塗装 あり

### (検査の結果)

- ポリウレタン塗装の113橋、塗装面積795千㎡、フッ素塗装の101橋、同734千㎡を検査
- 設計要領等に何れの塗装仕様を選定するか基準はなく、塗装の選定は区々となっている
- 1㎡当たり塗装単価は、フッ素塗装がポリウレタン塗装の1.05～1.2倍と高い
- しかし、フッ素塗装は防錆効果が高く期待耐用年数は長い  
(フッ素塗装30年 ⇔ ポリウレタン塗装20年)
- 40年間のライフサイクルコスト(LCC)により比較すると、  
1㎡当たり塗装費(LCC)は、フッ素塗装 11千円 ⇔ ポリウレタン塗装 16～17千円  
フッ素塗装が、5021～5611円有利  
ポリウレタン塗装としている箇所を  
ポリウレタン塗装のままとした場合：LCC134億円 ⇔ フッ素塗装に変えた場合：LCC90億円  
→ LCCベースで43億円の効果

### (当局が講じた改善の処置)

防食性能及び塗装費用の価格差を総合的に判断して、ポリウレタン塗装を廃止しフッ素塗装を採用するよう設計要領、管理基準等を改定し、19年8月以降適用

▶ 14



## 土木工学など専門知識が必要な分野の 検査能力の確保

---

### ○採用等

- ▶ 土木、建築などを専攻した技術系人材の採用等

### ○研修

- ▶ 採用後の早い段階から、土木、建築の基礎的知識を段階的に付与
- ▶ 検査実務経験を積んだ調査官を対象としたより高度で専門的・実践的な研修を実施
- ▶ 外部機関に委託して行う研修

### ○外部機関への鑑定依頼

- ▶ 高度な技術的内容を含む事柄について、第三者的な専門機関等による判定を依頼

---

▶ 15

## (参考)「工事検査実習施設 (構造物モデル)」

---

- ▶ 会計検査院研修所（群馬県安中市）の敷地内に、主な土木構造物※の施工モデルを多数配置

※舗装、擁壁、河川護岸、法面、ボックスカルバート、上下水道、建築、水路、海岸護岸、橋梁

- ▶ 舗装ではコンクリート舗装、アスファルト舗装、透水性舗装など複数の工種を展示
- ▶ 完成形のほか施工の途中段階の状態も展示  
→ 実際の配筋状況などを視認可能
- ▶ 配筋ミスやコンクリート強度不足など設計や施工を誤った構造物も展示  
→ 現場での実地検査を想定した実践的な研修ツール

---

▶ 16

## 国民生活の安全性に貢献する会計検査(まとめ)

---

会計検査院自らが国民生活の安全性に関する検査を実施、不適切な事態の是正、問題点の改善を求めていく ことに加えて、

- ① 各府省、出資法人、都道府県等を対象とした検査報告の説明会の開催  
→近年の説明会の中では安全性に関する指摘事項についても詳しく説明して広くその再発防止を図っている

会計検査院による外部からのチェックと各府省等の内部監査等が、車の両輪として機能するよう、

- ② 監査担当者を対象とした研修（講習会）の開催
- ③ 内部監査機関との連携強化  
→安全性に関する内部監査等の充実・強化を期待

こうした取組を通じて会計検査の立場から国民生活の安全性に貢献

---

【司 会】

あり かわ ひろし

有川 博

(日本大学総合科学研究所 教授)



経 歴

昭和	47年	3月	東北大学法学部 卒業	
	47年	4月	会計検査院 奉職	
平成	14年	6月	同 退職(第4局長)	
	14年	7月	国家公務員共済組合連合会理事	就任
	17年	3月	同	退職
	17年	4月	日本大学総合科学研究所教授	就任 現在に至る

現 在 行政改革推進会議歳出改革WG委員  
行政事業レビュー委員(総務省・文科省・消費者庁)  
政策評価委員(消費者庁)  
契約監視会委員等(総務省・文科省・防衛省ほか)  
内閣府政府調達苦情検討委員会委員

